

第 10 回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会

日時：平成 20 年 11 月 5 日（水）

9：30～11：15

場所：楽只コミュニティセンター集会室

次 第

1 開 会

2 議事等

- (1) 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について
- (2) 崇仁地区における環境改善について
- (3) 市立浴場等の地区施設の在り方について
- (4) 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

3 その他

4 閉会

(添付資料)

- ・ コミュニティセンターの在り方について（まとめ(骨子)） (資料 1)
- ・ 改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について（まとめ(骨子)）修正案 (資料 2)
- ・ 崇仁地区における環境改善について（論点整理と方向性） (資料 3)
- ・ 市立浴場の在り方について (資料 4)
- ・ 学習施設の在り方について (資料 5)
- ・ 保健所分室の在り方について (資料 6)
- ・ 市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について (資料 7)
- ・ 京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について (資料 8)

コミュニティセンターの在り方について（まとめ（骨子））

1 意義と役割

- 隣保館は，同和問題の解決に向けて，主として旧同和地区住民の生活改善や生活支援に取り組み，住民の社会的，経済的，文化的生活の向上に大きな役割を果たしてきた。
- また，「地対財特法」失効後は，コミュニティセンターとして，人権文化の息づくまちづくりを目指し，隣保事業に加えて，市民の交流と，コミュニティ活動の振興という役割を担ってきた。

2 現状と課題

- しかし，これまでの長年にわたる生活支援を中心とした施策は，過度の行政依存を生み出し，住民の自立の妨げとなっている側面があると言わざるを得ない。
- また，隣保事業を実施していること自体が，「特別な施設」という印象を市民に与えている側面も否定できない。
- 特に，生活相談は，住環境や住民の生活実態の改善を背景に，件数の減少とともに，内容にも変化が見られ，コミュニティセンターで行う意義が薄れている。
- 施設の利用については，広報の充実に努めているものの，未だ低い状況にあり，結果として少数の団体・サークルだけの利用にとどまっているものもある。
- 更に，一部のコミュニティセンターにおいては，地域に根ざしたNPO法人等の一部業務を委託することにより，小学校区域全体でのコミュニティ形成の動きも芽生えつつあるが，事業運営への参画が各種団体のコアメンバーにとどまるなど，個々の住民の主体的な参加にはつながっていないと言いはり難い。
- 一方，コミュニティセンターの運営は，職員による直営を基本としており，現在，職員105名（人件費約9億円），運営費約3億円という多大な経費を要している。
- これらの状況は，市民的理解が得られる状態とはいえず，今日的視点から抜本的に見直す必要がある。

3 見直しの視点

- 隣保館，コミュニティセンターは，これまでにその意義・役割を果たし，一定の成果を挙げてきたと認められるが，行政のこれまでの取組は住民の行政依存を生み，自立の妨げとなっている側面があり，「特別な施設」との印象がある従来のままでは，市民の共感と理解を得ることはできない。
- したがって，今後，同和問題を真に解決し，人権文化の息づくまちづくりを進めていくうえでは，住民の自立はもとより，同和行政に対する市民の不信感を払拭する必要がある，今日的視点から，抜本的かつ速やかに見直すべきである。
- 具体的な検討に当たっては，コミュニティセンターが「特別な施設」という印象を与えないよう，「全市民的な視点」から検討するべきであり，また，これまでの取組が住民の行政依存を生み出してきたことを反省し，「住民の自立」につなげるという視点を持つ必要がある。
- また，ソフト（機能）とハード（施設・設備）を，一体のものとして考えるのではなく，ソフトを別のハードに組み込む（機能を別の施設へ移管・統合する）ことも考えるべきである。ハードについては，市民の貴重な共有財産として，市民の共感と理解が得られる活用を図るべきである。

4 事業や施設等の在り方について

(1) ソフト（機能）について

ア 相談事業

- 生活相談については，現在，相談件数は大きく減少し，内容も切実なものから，区役所をはじめとする関係機関への一般的な問い合わせや取次ぎなどに変化しており，必ずしもコミュニティセンターで実施する必要性はなく，高齢者等に対して十分配慮のうえ，地域の行政機関である区役所や課題別の専門機関で対応する方がより効果的である。
- また，日常の身近な相談については，「住民の自立」という視点に立ち，可能な限り地域住民の相互扶助，自主的な活動に委ねていくべきである。

イ 貸館事業，交流事業（啓発事業）

- 施設の利用については，依然として低い状況にあり，結果として少数の団体・サークルだけの利用にとどまっている施設もあり，特別扱いとの誤解を与えかねない実態がある。このような中，多額の経費をかけて従来どおりの利用に供していくべきか，抜本的な検討が必要である。

- なお，屋内体育施設については，５年間で利用件数が倍増するなど，市民の利用ニーズが高いと考えられることから，受益者負担の観点から適正な料金を徴収したうえで，更なる利用促進のため休日開所など，サービス拡充を図るべきである。
- 交流事業・啓発事業については，これまでコミュニティセンターで実施してきた意義もあったと考えられるが，事業が固定化し広がりが見受けられないものもあることから，今後は，従来の手法や施設にとらわれずに在り方を検討するべきである。
- また，「住民の自立」という視点に立ち，地域コミュニティの形成につながる交流事業については，行政が実施するのではなく，可能な限り地域の自主的な活動としていくべきである。

(2) ハード（施設・設備）について

- 施設そのものについては，既成概念にとらわれることなく，市民共有の社会資源として，福祉，教育等，様々な課題や市民ニーズに応じ，全市民的な観点から活用方法を検討するべきである。
- また，「住民の自立」を促進する観点からは，地域の住民団体が有償で借り受け，地域の自治会館のような形で，自主的に運用することも検討するべきである。
- 今後の施設の活用の検討に当たっては，必ずしも現行のすべてのコミュニティセンターを同じように活用していく必要はなく，地域のニーズや立地条件等を踏まえて，個別に検討していくべきである。また，施設の活用を検討するに当たっては，市民参加による手法も検討するべきである。
- なお，旧同和地区内にはコミュニティセンターだけでなく，浴場や保育所等の社会資源が集中的に存在しており，地区周辺を含めたまちづくりの観点も取り入れながら，これらを全市民的に活用していく視点も必要である。

(3) 運営体制について

- 職員１０５名（人件費約９億円），運営費約３億円を要している現状は，厳しい財政状況にあって，早急に見直さなければならない。
- 今後の施設運営に当たっては，従来のＮＰＯ法人等への業務委託にとどまらず，今後の施設の活用方法に応じ，それにふさわしい様々な運営形態の導入を図っていくべきである。

5 コミュニティセンターの今後の在り方について

- 隣保館は、同和問題の解決に向けて、住民や関係者の熱意のもと、全市を挙げて講じられた各種施策の実施拠点としての役割を担い、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きく貢献してきた。また、コミュニティセンターとして位置付けられて以降は、地域に根ざしたNPO法人等が一部業務を受託することなどを通じ、住民の自立へ向けた自主的な活動の芽生えといった成果も生み出してきた。
- しかしながら、長年にわたる施策が一方で住民の行政依存や「特別な施設」との印象等のさまざまな課題を生み、そのことが市民の同和行政に対する不信を招いていることも事実であり、今日時点における上記の検討を踏まえれば、現行のコミュニティセンターが従来の形態のままで存続する必要性はなくなっているといわざるを得ない。
- したがって、同和行政に対する市民の不信感を払拭し、同和問題の真の解決を図るためには、これまでのコミュニティセンターの役割は一旦終結させ、今後の在り方については、市民の共感と理解が得られるよう、抜本のかつ速やかに見直すべきである。
- もとより、この見直しは、住民の更なる自立の促進、地域コミュニティの振興を図るためのものであるとともに、市民共有の社会資源を、全市的な観点から、より有効に活用していくためのものであるべきである。
- このため、これまでの取組により生まれてきた、地域の自主的な活動の芽生えについては、その成果を住民の更なる自立へ向けた次のステップへ円滑につなげるため、地域コミュニティの振興につながる交流事業等を地域の自主的な取組へ移行できるような配慮が必要である。
- また、今後の施設の在り方については、一定の期間を設けて、市民参加により検討するなどし、福祉・教育等のさまざまな課題や市民ニーズに対応し、全市的な観点から市民生活、市民活動を支援する施設として活用するなど、より開かれた活用の在り方を具体的に定めていくべきである。

修正案

改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方について(まとめ(骨子))

1 意義と役割

- 改良住宅は、住宅に困窮する低所得者のために供給する公営住宅とはその設置目的が異なり、不良住宅が密集する地域の住環境の改善を目的として、住宅地区改良法に基づき指定された対象地区内の土地・建物を全面買収することにより、自ら居住する住宅を失うこととなる従前居住者のための代替住宅として建設するものである。
- 改良住宅の整備については、昭和27年から35年までの間、不良住宅地区改良法に基づき老朽住宅を買収・除却し、公営住宅法に基づき第2種公営住宅を建設するという形で事業を進め、昭和35年以降は、地区全体の住環境の整備に有効な手法である住宅地区改良法に基づき、各地区において事業を集中的に実施してきた。
- その結果、崇仁北部地区を除いてほとんどの地区で事業が完了し、劣悪な生活環境は飛躍的に改善した。

2 現状と課題

(1) 管理・運営について

- 管理・運営については、かつて公営住宅に比べて低い家賃設定であったことや滞納整理の取組における法的措置基準などにおいて公営住宅とは異なる取扱いがなされていたが、公営住宅の基準と同一とするなど、一般施策への移行の取組をこれまで行ってきたところである。
- しかしながら、地区外で家を持っているにもかかわらず、権利として改良住宅の名義を継承していることにより、入居実態が疑わしい住戸が存在していることや、空き家については公募などでの活用が十分にできていないという課題がある。
- 更に、共益費の算定や徴収、家賃の減額、駐車場使用料の徴収について公営住宅との差異があること、店舗について使用料の設定に新旧格差があることや空き店舗が多いという課題がある。

(2) 建て替えについて

- 長期にわたる改良事業実施の中で、初期に建設した改良住宅は、住戸面積が狭小であることや浴室未整備等の課題があり、このため、建設年度の古い住棟から順次、建て替えを進めてきたところである。
- こうした状況の中、地区内では、現在、高齢化や人口減少に伴う地域活力の低下、地域コミュニティの弱体化などの問題が顕著となって現れてい

ること、また、本市の財政状況が極めて深刻な事態であり、従来のような公費による建て替えは困難となっていることなど、新たな課題が生じている。

- さらに、これまでは、建て替えを契機として、地域住民と行政とのパートナーシップによりまちづくりを進めてきたが、こうした取組は、住民意識の高揚など一定の効果を挙げたものの、まちづくりとしての拡がりや取組経過の透明性の確保という点において課題を残している。

3 見直しの視点

(1) 管理・運営について

- これまで、改良住宅の入居承継や同居承認の審査、あるいは入居実態の把握が十分ではなく、このことが結果として、改良住宅は権利として継承できるものというような意識を作る一因ともなっていたと考えられる。このような改良住宅に係る状況から、入居実態のない改良住宅は、その役割を見直すべきである。
- 不必要な空き家を放置することは、市民の財産が有効に活用されていないという点で市民の理解を得られるものではないということ、また、子育て世帯などの若年者層から高齢者層まで多様な世代や、低所得者層から中堅所得者層まで多様な所得階層が入居し、地域活力を向上させるといった視点から、空き家の有効活用を進めるべきである。空き店舗についても、同様に有効活用すべきである。
- 共益費の徴収など公営住宅との差異のある取扱い等については、市民の理解を得られるものではない。

(2) 建て替えについて

- 改良住宅及び建て替え後の更新住宅は、劣悪な生活環境の改善及び従前居住者の住居の確保という観点からその意義・役割を果たし、必要な成果を挙げてきた。
- しかしながら、20年後、30年後の改良住宅の入居世帯数は激減することが予想され、地域活力の更なる低下が懸念される。単純にこれまでどおりの建て替えを行ってもこれらの問題解決にはつながらず、今後は、地域活力の向上とより良い住環境のまちづくりを進める視点から、新たな取組が必要である。
- 新たなまちづくりの取組に当たっては、地区内だけではなく、周辺地域との関連性にも十分配慮しつつ、まちづくりの在り方を検討する必要がある。

4 今後の在り方

(1) 管理・運営について

- 地区外に家を持った人にとっては、改良住宅の役割はその時点で終了しており、半永久的に権利として継承されていくべきものではない。入居実態について徹底的な調査を行うとともに、経常的に入居実態の把握を行う仕組みをつくり、真に住宅を必要とされる方に適切に提供されるようにすべきである。
- 空き家については、事業により住宅を失った者に提供されるという改良住宅の本来の役割を終了したものとして、若い世代が集い続けることとなる留学生の入居や、例えば子育て期間に限定した公募など、コミュニティバランスに配慮した取組を進めるべきである。また、公営住宅だけでは低所得者層しか入居できないことから、中堅所得者層も入居できる特定公共賃貸住宅などに用途変更することにより多様な所得階層の入居を進めるなど、ストックの有効活用を図るべきである。なお、営業を行っていない店舗併用住宅の居住者について、一般住戸への移転を行い、空き店舗を公募するなど、まちづくりの観点も踏まえ、店舗のあり方について検討を進めるべきである。
- 公営住宅と異なる取扱いとなっている管理・運営に係る現行の制度等については、速やかに公営住宅と改良住宅と同一の制度運営とすべきである。なお、負担増が急激なものについては、真に激変緩和が必要かどうかを検討のうえ、必要な措置を講ずるべきである。

(2) 建て替えについて

- 地域活力の低下などの問題に対応することと、厳しい財政状況を勘案し、これまでと同様に改良住宅を建て替え、管理するのではなく、民間活力等の活用も検討し、多様な住宅の供給を促進することにより、定住人口の増加と多様な階層が居住できるまちづくりを推進すべきである。
- 新たなまちづくりにあっては、多様な住宅の建設のみならず、既存ストックを長く活用することも併せて検討すべきである。
- そのためには、耐震改修、バリアフリー化等必要なストックの改善を図るとともに、空き家の活用においては、特定公共賃貸住宅への用途変更などにより、多様な階層の入居を促し、コミュニティバランスに配慮した施策を進めるべきである。
- 従来どおりの建て替えはしないものの、既存の住民に対しても、適切に改善されたストックへの住み替えを図るなど、居住環境の改善と住生活の安定を図るよう努めるべきである。

- これまで地域住民とのパートナーシップにより進めてきたまちづくりは、今後、周辺地域との関連性や地域の特性も踏まえ、幅広い市民参加の中で検討を進めるべきであり、併せて、多様な住宅供給等により新たに迎えることとなる住民とも交流できるような地域活動の在り方についても検討すべきである。また、こうした検討を進めるに際しては、地域住民の理解を得るとともに、公開の場での検討や取組経過の市民への公開など徹底した情報公開を行い、透明性の確保を図るべきである。
- なお、多様な住宅供給の手法については、多様な所得階層が入居できる仕組みとして、改良住宅のみならず、公営住宅が集中して立地するような地域での公営住宅の更新においても同様に検討できるものであり、京都市の新たな住宅政策の展開につながるものである。

崇仁地区における環境改善について（論点整理と方向性）

1 意義と役割

- かつての崇仁地区は、狭隘な住宅が密集するなど劣悪な住環境にあったが、こうした住環境を改善するため、昭和 28 年から不良住宅地区改良法により老朽住宅の買収除却、第二種公営住宅の建設に着手した。
- 住宅地区改良法が施行された昭和 35 年以降は、地区が大規模であるため、地区を五つに分けて改良事業を段階的に実施し、改良住宅の建設をはじめ、道路、公園、地区施設を整備し、これまでに南部・北部第一・北部第二の 3 地区で事業が完了し、地区の住環境は大幅に改善された。
- 現在事業中の北部地区においては、地元まちづくり組織とパートナーシップで事業が進められており、これまで高瀬川の流路変更や北部第三地区での改良住宅の建設完了、また、北部第四地区での改良住宅建設など大きな成果をあげてきた。
- しかしながら、現在もなお一部に不良住宅が密集している状況が残っており、引き続き住環境の改善を行う必要がある。
- 住宅地区改良事業は、地区の住環境の改善には大きな成果を上げてきたが、事業の遅れや改良事業だけの手法では、地区活力の低下を招くことから、将来を見据えたまちづくりが必要となっている。

2 現状と課題

- 現在、河原町通より西側において、新たな改良住宅（1 棟 26 戸）の建設計画が進んでいる。
- しかしながら、北部第四地区全体としては、用地買収の難航等から買収済み用地が分散・点在しているため、改良住宅の建設ができない状況であり、事業が長期化している。
- 改良住宅の建設を通じて人が住まうまちを目指してきたが、結果的に、改良住宅だけのまちでは人口減少、高齢化に歯止めがかけられず、地区活力が著しく低下している。
- 改良事業で供給できる住宅は改良住宅のみであるため、住民の多様な住宅ニーズに対応することができない。
- 改良住宅の建設予定戸数等の見直しにより生じる余剰地を改良事業以外に利活用する場合は、国庫補助金の返還が必要となる。

3 見直しの視点

- 現在もなお残る住宅が密集している状況を整備，改善するため，残事業の改良住宅の建設と道路等公共施設の整備を行い，改良事業を早期に完了することがまず必要ではないか。
- そのためにも，分散・点在する買収地を集約する手法を導入することが必要ではないか。
- 集約した市有地は，崇仁地区だけの計画ではなく，京都市全体の都市計画に沿って，京都駅に近接した立地を生かし，多様な住宅供給や賑わい施設を導入する必要があるのではないか。
- 一方で多様な世代，階層が住み，集い，地区の活力を取り戻すためにも，多様な住宅供給が必要ではないか。
- 崇仁地区の中でも，崇仁北部第三・第四地区だけでなく，崇仁北部第一・第二地区を含む北部地域全体を視野に入れた連続性のあるまちづくりの視点が必要ではないか。
- 新たな土地の利活用にあっては，補助金の返還などの財政負担を軽減する工夫が必要ではないか。
- 今後のまちづくりにあっては，環境や景観に配慮したまちなどを，早急に幅広い観点から議論すべきではないか。

4 今後のあり方

(1) 住宅地区改良事業の早期完了

- 地区内に現在もなお不良住宅が密集している状況が残る以上，引き続き住宅地区改良事業によって，不良住宅の除却，道路等公共施設の整備を行い，改良住宅を建設する必要がある。
- 改良住宅建設用地を確保するため，点在する事業用地を集約化することができる土地区画整理の換地手法の活用など，住宅地区改良事業の早期完了が実現できる有効な手法を導入すべき。

(2) 今後の崇仁のまちづくりについて

- 引き続き改良事業を進めるとともに，事業の見直しにより生じる余剰地は，崇仁地区の活性化に資することはもちろんのことであるが，京都駅に近接した立地を生かし，京都市全体の都市計画に沿ったまちとなるよう検討すべき。
- 地区の活力を取り戻す多様な住宅供給については，定期借地制度や民間活力の導入も検討すべき。
- この場合，北部地域全体を視野に入れた将来ビジョンを検討すべき。
- 京都の玄関口にふさわしい，京都らしさや風格を備え合わせた，誰も

- が訪れてみたい夢のあるまちづくりの視点で将来ビジョンを検討すべき。
- 新たな土地の利活用には，事業の採算性を十分に検証し，財政負担の軽減を図るべき。
 - 将来ビジョンや新たな土地の利活用の検討を行うため，市民や地元まちづくり組織，学識経験者，行政が参加する検討委員会により，それぞれが協力して検討することが望ましい。

市立浴場の在り方について

市立浴場は、大正 12 年から、旧同和地区の保健衛生及び生活環境の改善向上を図るために順次設置し、現在 13 の浴場があります。

今日においても、改良住宅における浴室設置率が低い（約 13 %）ことから、市立浴場は生活に必要不可欠な施設となっています。

また、住民の交流や憩いの場としての役割を果たすとともに、利用者の半数近くが高齢者や障害者であり、周辺住民の利用も 4 割程度を占めているなどの状況にあります。

一方、入浴者数が減少する傾向が続く中（平成 10 年度→19 年度 市立浴場：47.4 %減、民間浴場：42.0 %減）、民間浴場との料金格差（大人 120 円〔市立浴場 290 円、民間浴場 410 円（平成 20 年 8 月に 390 円から 20 円値上げ）〕）の解消や委託料（約 4 億 5 千万円（20 年度予算））の縮減などの課題があり、より効率的な運営の在り方やサービス向上の方策、ひいては存続の可否も含めた検討をお願いしたいと考えています。

1 市立浴場の経過等

現在、13の市立浴場がありますが、その歴史は古く、大正10年以前から、養正地区には既に浴場がありました。

その当時、養正地区の浴場の改築が必要な状況になったことや、他の地域での浴場設置要望等を踏まえ、大正12年に、養正及び崇仁地区に市立浴場を設置し、以降順次、他の地区にも市立浴場を設置してきました。

市立浴場は、狭小かつ老朽化した不良住宅が密集し、共同便所が多いといった劣悪な状況にあった旧同和地区における、住民の保健衛生及び生活環境の改善、向上に大きな役割を果たすとともに、当時の浴場には、理容室や集会室、図書室なども設置され、地域の文化センター的な機能も備えていました。また、いつ頃からどのように始まったのかはわかりませんが、父母や祖父母の命日に子や孫が浴場を一日借り切って振る舞う、地域独自の慣習である「供養風呂」にも活用されています。

その後、改良住宅の建設等により、地区の住環境等は大きく改善されてきましたが、今日においても大部分（約87％）の改良住宅に浴室がないことから、市立浴場は、住民の生活にとって引き続き必要不可欠な施設となっています。

また、現在、市立浴場の利用者は、半数近くが高齢者や障害者であるとともに、旧同和地区外からの利用者も多く、地域福祉や地域交流の促進の観点からも、重要な役割を担っています。

なお、現在、2つの浴場において、障害のある方のための入浴介助機能を備えた専用浴室や特殊浴槽を有するとともに、高齢者や障害者が利用しやすいようにとの配慮から、専用時間帯を設けているところもあります。

2 市立浴場の運営の経過について

(1) 運営の変遷

市立浴場を設置した当初は、地元の自治会などの諸団体に運営を委託し、入浴料収入で諸支出を賄い、なお黒字を計上する状況にありましたが、昭和30年代後半から入浴者数の減少と経費の増大により、次第に赤字運営を余儀なくされてきたことから、昭和49年に4浴場により京都市立浴場運営協議会が発足し、その後順次他の浴場も加盟しました。

しかし、京都市立浴場運営協議会が法人格を持たない任意団体であったことから、運営基盤の安定、明確化及び経営の改善を図ることを目的として、平成10年に、京都市の出資により財団法人京都市立浴場運営財団を設立（以下「浴場財団」といいます。）し、運営委託を行いました。

平成18年4月からは指定管理者制度を導入し、一般公募を実施した結果、浴場財団のみが応募し、選定基準に基づき、第三者機関による審査のうえ、平成22年度末までの5年間、浴場財団を指定管理者として指定しました。

(2) 入浴料金について

公衆浴場入浴料金は、物価統制令等に基づき、都道府県知事が統制額（上限額）を指定するものとされています（現在の京都府下の民間公衆浴場では、この上限額を料金に適用しています。）。

一方、市立浴場の入浴料金については、市立浴場条例等により、公衆浴場入浴料金の7割以内とすることが定められ、生活実態がおしなべて低位な実態であった、当時の地区事情を踏まえ、低額な料金設定をしていました。

その後、地区の生活実態等が大きく改善をみた状況を踏まえ、公衆浴場入浴料金との均衡を考慮しつつ、7割上限への到達を目指して、料金改定を進め、平成5年度からは、2年ごとに20円の料金改定を行い、平成17年度にはこの目標を達成しました。

更に、平成17年12月に市会決議において、優遇措置・特別施策が継続しているとして、入浴料金の見直しを求められたことも踏まえ、指定管理者制度の導入に合わせ、平成18年度から、市立浴場条例等に定められた7割上限を廃止し、計画的に格差を解消していくこととし、平成19年度には30円の料金改定を行っていますが、民間入浴料金の値上げもあり、なお120円の格差があります。

3 市立浴場の運営状況について

(1) 利用状況等

市立浴場の運営は、入浴料収入及び京都市からの委託料収入等により賄われています。

入浴料金については、社会情勢の変化等に対応し、また、経営改善を図るため、2年毎に20～30円値上げしてきましたが、入浴料収入は、減少傾向が続いています。これは、地区人口の減少や、改良住宅の建て替えにより浴室が設置されつつあることに伴う入浴者数の減少が主な要因と考えられます。

< 入浴料収入の推移 >

（単位：千円）

年度	10	～	17	18	19
入浴料収入	184,549		156,508	152,452	150,442
大人料金（円）	@180		@260	@260	@290
小人料金（円）	@50		@60	@60	@60

< 入浴者数の推移 >

（単位：人）

年度	10	～	17	18	19
大 人	1,012,182		690,450	635,173	547,540
小 人	92,561		46,084	39,257	33,833
合 計	1,104,743		736,534	674,430	581,373

一方、委託料については、支出の大部分を占めている人件費及び光熱水費の削減等により、浴場財団への運営委託を開始した平成10年度と19年度の決算額で比較して、約1億1百万円を削減してきています。

< 委託料の推移 >

(単位：千円)

年度	10	~	17	18	19	20(予算)
委託料	571,546		489,754	479,454	470,157	456,292

平成10年度からの削減額 101,389 千円

(2) 経費の状況

ア 人件費

浴場財団は、設立当初から、一般職員が退職した後は、正規職員を採用せず、嘱託職員による補充に努めてきた結果、19年度には嘱託職員が全体の5割を超えるまでになり、10年度と19年度の決算額で比較して、約9千4百万円の人件費削減を行ってきています。

< 職員数の推移 >

年 度		10	~	17	18	19
職 員 数	一般職員(人)	75		48	45	39
	嘱託職員(人)	10		38	41	44
	計(人)	85		86	86	83
	嘱託率	11.8%		44.2%	47.7%	53.0%
人件費(千円)		453,577		385,513	380,418	359,622

イ 光熱水費

浴場財団では、運営経費の節減のため、光熱水費の使用量節減に努めてきましたが、近年はその効果も頭打ちになってきています。

このため、更なる光熱水費の削減を図るため、平成19年7月から営業時間を1時間短縮し、その結果、電気、ガス及び上下水道使用量は、7~10%減少しています。

しかしながら、市立浴場においては、環境への配慮等の観点から、都市ガスによるボイラー設備を使用しているため、重油を中心とした民間浴場に比べて、経費が割高となっています。また、今後、石油価格高騰に伴う電気・ガス料金の値上げにより、光熱水費が増加する可能性もあります。

< 光熱水費及び使用量の推移 >

	年度	10	~	17	18	19
電気	支払額(千円)	40,193		32,061	31,539	30,629
	使用量(千kwh)	1,839		1,807	1,774	1,671
ガス	支払額(千円)	115,033		103,270	113,158	110,208
	使用量(千m ³)	1,428		1,316	1,322	1,232
上下水道	支払額(千円)	30,886		28,937	29,746	27,907
	使用量(千m ³)	524		434	448	416
合計	(千円)	186,111		164,267	174,443	168,743

* 平成 10 年度の上下水道使用量は、支払額から算出した推計値

< 営業時間 1 時間短縮 (平成 19 年 7 月から実施) の効果 >

種 別		18	19	削減量・額
電気料金(千円)	使用量(kwh)	1,207,608	1,119,766	87,842
	使用減少率	-	-	7.3%
	支払額	21,468	20,588	880
ガス料金(千円)	使用量(m ³)	877,021	798,151	78,870
	使用減少率	-	-	9.0%
	支払額	75,969	73,007	2,962
上下水道料金(千円)	使用量(m ³)	301,248	269,882	31,366
	使用減少率	-	-	10.4%
	支払額	19,971	18,193	1,778
合計金額(千円)		117,408	111,788	5,620

各年度とも、8 月から 3 月までの 8 箇月分の使用量・支払額を比較

ウ 小修繕及び設備保守経費

浴場の建物は、新・改築から概ね 30 ~ 40 年経っており、ボイラー等の設備について、頻発する故障に対して部品交換や応急修繕といった日常の運行を確保するための対応に留まっているのが現状です。

< 小修繕及び設備保守経費の推移 > (単位：千円)

年 度	10	~	17	18	19
小修繕費	15,558		14,126	13,537	18,621
設備保守委託料	17,299		20,449	20,196	20,064

4 市立浴場の課題について

地区人口の減少や、改良住宅等への浴室設置率の向上等に伴い、入浴者数が減少する傾向が続く中で、今後の改良住宅やまちづくりの在り方を見据え、市立浴場の効率的な運営や将来の在り方を検討する必要があると考えています。

運営面においては、運営コストの縮減、民間浴場との料金格差の計画的な解消、施設の老朽化への対応等の課題があるなか、更なる効率的な運営方策を検討する必要があり、ひいては施設の統合や存続の可否も含めた踏み込んだ検討が必要です。

また、市立浴場の設置経過やこれまで果たしてきた意義、役割を踏まえ、地域福祉の向上や地域コミュニティの振興の観点から、更なるサービス向上、施設の有効活用を図っていく視点も必要ではないかと考えています。

市立浴場に関する資料

1	市立浴場の施設概要	8
2	改良住宅等の浴室設置率	9
3	市立浴場入浴者数推移表	10
4	入浴料金の推移	11
5	福祉風呂等実施状況	12

1 市立浴場の施設概要

平成20年4月1日現在

浴場名	開設年	建物面積	定休日	営業時間	利用人数／ 日⑱	⑲入浴料収入	備 考
		(㎡)			(人)	(千円)	
楽 只	昭和23年	437.8	日曜日	午後4時 ～ 午後10時	179.8	14,766	昭43移転新築 昭58移転新築 平2,9改修
錦 林	昭和3年	438.4	日曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	110.8	8,753	昭40改築 昭63移転新築 平13改修
養 正	大正12年	471.1	日曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	226.2	17,600	昭40改築 昭57移転新築 平6 介護用増設 平12改修
壬 生	昭和36年	265.0	日曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	130.6	10,669	昭51移転新築 平5改修
三 条	昭和50年	350.4	日曜日	午後4時 ～ 午後10時	143.7	11,312	平4,8改修
崇仁第1	大正12年	279.5	土曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	137.1	10,644	昭50改築 平9改修
崇仁第2	昭和43年	426.3	月曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	161.4	13,080	平2増改築 平7改修
崇仁第3	昭和58年	654.4	日曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	145.4	11,422	昭63移転新築 平11改修
吉祥院	昭和14年	350.7	日曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	98.4	8,318	昭58移転新築 平8改修
山ノ本	昭和54年	173.1	日曜日	午後4時 ～ 午後10時	34.6	2,819	平6改築
久 世	昭和34年	401.9	日曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	93.3	6,978	昭58移転新築 平11改修
改 進	平成元年	942.2	月曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	280.4	23,521	昭9竹田浴場と 昭11深草浴場 合併し、平元新 築
辰 巳	昭和35年	419.9	日曜日	午後4時30分 ～ 午後10時30分	126.6	10,559	昭57移転新築 平5改修
計	13箇所				143.7	150,442	

2 改良住宅等の浴室設置率

	管理戸数	浴室のある住戸	設置率
楽只地区	5 4 4 戸	4 4 戸	8 . 1 %
錦林地区	2 4 6 戸	8 7 戸	3 5 . 4 %
養正地区	6 5 7 戸	4 8 戸	7 . 3 %
壬生地区	2 8 5 戸	0 戸	0 %
三条地区	5 8 1 戸	5 5 戸	9 . 5 %
崇仁地区	9 8 9 戸	2 7 8 戸	2 8 . 1 %
吉祥院地区	0 戸	0 戸	0 %
山ノ本地区	4 4 戸	0 戸	0 %
久世地区	2 4 8 戸	1 8 戸	7 . 3 %
改進黨地区	5 4 1 戸	6 戸	1 . 1 %
辰巳地区	9 0 戸	0 戸	0 %
計	4 , 2 2 5 戸	5 3 6 戸	1 2 . 7 %

(平成20年4月1日現在)

3 市立浴場入浴者数推移表

単位：人

	平成3年度	平成10年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
楽 只	139,321	92,785	72,002	67,005	55,745
錦 林	114,568	77,159	44,431	38,985	34,554
養 正	197,842	139,425	87,168	79,781	69,890
壬 生	64,158	68,637	50,982	46,196	40,760
三 条	134,025	93,507	60,145	53,246	44,552
崇仁第一	102,597	82,840	55,579	51,816	42,909
崇仁第二	111,691	96,659	63,068	56,709	50,368
崇仁第三	136,038	97,183	64,202	57,744	45,355
吉祥院	83,286	59,209	36,262	33,373	30,716
山ノ本	17,753	19,151	13,177	12,667	10,795
久 世	96,532	53,747	33,480	32,204	29,008
改 進	219,320	155,594	108,656	100,064	87,483
辰 巳	102,792	68,847	47,382	44,640	39,238
合 計	1,519,923	1,104,743	736,534	674,430	581,373

4 入浴料金の推移

	市立浴場		民間浴場		
	大人	小人	大人	中人	小人
平成 3	120円	50円	260円	120円	60円
4			270円		
5	140円		290円		
6			300円		
7	160円		320円	130円	
8			340円		
9	180円			140円	
10					
11	200円	350円	150円		
12					
13	220円				
14					
15	240円	370円	150円		
16					
17	260円			390円	
18					
19	290円	410円			
20					
備考	中学生以上	小学生以下	12才以上	6才以上 12才未満	6才未満

市立浴場の大人入浴料金は、平成19年4月1日から改定している。

民間浴場の大人入浴料金は、平成20年8月1日から改定している。

5 福祉風呂等実施状況

○ 福祉風呂

入浴介助の必要な方を対象として、利用いただいている。

浴場名	実 施 内 容	平成19年度利用状況
養 正	介護専用の浴槽を別室に建て付け (座位入浴リフト1機を備え付け) 月曜～土曜日の間に1日7区分1時間の設定 で、1人1週2回を上限に事前申込制	延べ約1,000人/年
改 進	特殊浴槽を別室に1機設置 (1人用・機器の扉を開け、分離式の車いす ごと中に入った後、入湯) 浴場の営業時間中に、その場で申し込んで利用	延べ約400人/年

○ 高齢者・障害者時間帯

混雑を避け、ゆったりと利用いただけるよう、一般入浴者より早い時間帯から入場いただいている。

浴場名	実 施 内 容	利 用 状 況
養 正	毎週土曜日 15:30～16:30	延べ約1,700人/年
崇 仁	○高齢者・障害者入浴時間帯 第1浴場 毎月第2・第4火曜日 15:30～16:30 第2浴場 毎月第1・第3金曜日 15:30～16:30 第3浴場 毎月第2・第4木曜日 15:30～16:30 入浴者は事前登録	延べ約320人/年
改 進	○高齢者・障害者入浴時間帯 毎週水曜日 15:00～16:30	延べ約3,400人/年

学習施設の在り方について

学習センター(学習施設の旧名称)は、同和問題の解決を目指して、旧同和地区児童生徒の学力向上を図る目的で、昭和46年から順次開設してきました(現在14ヶ所)。

学習センターでは、補習学級等の学習相談事業を展開し、旧同和地区児童生徒の進路希望の実現に大きく寄与し、高校進学率は全市とほぼ格差のない状況となるなど、学力水準は大きく向上しました。しかし、一方で、子どもたちの学習相談事業への依存傾向を生んできたことも事実です。

そうした下で、特別施策の見直しの中で、平成14年度には、京都市コミュニティセンター条例にその付属施設として明確に位置付け、「学習施設」へと名称変更し、児童生徒の積極的な交流の場や自主的利用の場など「地域に開かれた教育センター」として活用するなど、学習施設での取組を全ての子どもを対象とする取組へと段階的に一般施策化してきました。さらに、平成19年度からは、学力の定着・向上は学校でやりきる本来の在り方を構築することを方針として、学習施設における小・中学校教員による学習相談事業を廃止しました。また、この廃止に伴い、各施設の独自事業についても精選を図るとともに、正規職員の配置を見直し、全職員の嘱託化を完了しました。

現在の学習施設では、自学自習の場の提供や図書室の運営をはじめ、体験交流や高校生学習相談等の講座・教室を限定して実施する一方、新たな取組として全市の不登校児童生徒の活動の場を開設するなど、より多目的で広域的な活用を図るとともに地域開放を進めています。

しかしながら、学習相談事業の廃止によって、施設利用が全体的に低調であり、余剰教室が存在し、十分な活用が図れていない実態にあります。また、施設の独自事業についても、参加者が少数に止まっているものもあります。

このため、「地域に開かれた教育センター」としての活用を超えた視点から抜本的に見直し、コミュニティセンターをはじめとした周辺施設の在り方を含めたまちづくりの観点も踏まえ、既成概念にとらわれない根源に立ち返った検討をお願いしたいと考えております。

1 学習センターの開設について

学習センター(学習施設の旧名称)は、同和問題の解決を目指して、旧同和地区児童生徒の学力向上を図る目的で、昭和46年に錦林、楽只に開設したことに始まり、以後順次開設していきました。

学習センターでは、それまで学校で行われてきた、家庭での学習条件が不十分な子どもたちのための補習学級や、中学3年生を対象とした進路保障を図るための進学促進ホール、高校生を対象とした学習会などの学習相談事業を展開し、旧同和地区児童生徒の進路希望の実現に大きく寄与し、高校進学率は全市とほぼ格差のない状況となり、大学進学率についても大きく向上してきました。

2 学習センター・学習施設の経過・現状について

(1) 共同利用の推進

こうした中、平成13年度末の特別措置法の法期限を待つことなく、平成9年度に崇仁、辰巳学習センターの図書室で、旧同和地区の子どもたちとともに周辺地域の子どもたちも利用する共同利用を開始して以来、「地域に開かれた教育センター」として位置付け、地域実態や施設規模に応じて、切磋琢磨・相互刺激の観点から共同利用を推進し、平成11年度には全学習センターの共同利用化を完了しました。

(2) 学習施設への名称変更と条例化

平成13年度末の特別措置法の法期限に合わせて、「学習センター」を「学習施設」へと名称変更し、京都市コミュニティセンター条例にその付属施設として明確に位置付け、それまでの学力保障の取組に加え、家庭・地域の教育力の向上や交流の促進等を目的とした多様な学習や活動を行うことになりました。

(3) 学力の定着・向上の取組の改革

学習施設での取組は、本来、家庭での学習条件の不十分さを補うための取組として、旧同和地区児童生徒の学力水準向上に大きく寄与してきた一方で、子どもたちの学習相談事業への依存傾向を生んできたことも事実です。

そのため、特別施策の見直しの中で、児童生徒の積極的な交流の場や自主的利用の場など「地域に開かれた教育センター」として活用するなど、学習施設での取組を全ての子どもを対象とする取組へと段階的に一般施策化してきました。さらに、学力向上を柱とした学校改革を全市的に進め、学力の定着・向上は学校でやりきる本来の在り方を構築することを方針として、学習施設における小・中学校教員による学習相談事業を廃止しました。

この学習相談事業の廃止に伴い、事業の精選を図るとともに、開館時間を短縮(9時~21時を13時~21時)し、また清掃等の施設管理を民間委託することにより、全学習施設の指導主事、臨時管理用務員の配置を廃止し、OB職員を配置するなど、全職員の嘱託化を完了(79人→47人 詳細は5ページ5-(2)参照)しました。

○学力向上を目指した主な全市的取組

・平成18年度～

全小中学校での「学力向上チーム」の設置や全国最多の年間授業日数205日以上の実施，中学校で学習確認プログラム（ ）を導入。

学習確認プログラム：3年間で7回実施。各回のスケジュールに沿って計画的な総復習に取り組み，テスト形式で学習状況を自己確認する。学習の不十分な内容は復習教材を活用して補充するなど，生徒の自学自習の習慣化を力強く支援し，学力の定着をめざす学習支援システム。

・平成19年度～

中学校3年生で30人学級を導入，小学校での放課後学び教室を開設。

・平成20年度～

小中学校で土曜学習のモデル実施。学習確認プログラムを，小学校5・6年生にもジョイントプログラムとして拡大。

(4) 学習施設の現状と課題

こうした経過を踏まえ，現在の学習施設では，主として子どもたちへの自学自習の場の提供をはじめ，図書室の運営，体験交流や高校生学習相談等の講座・教室を限定して実施しています。

平成19年度には，全市の不登校児童生徒の活動の場「ふれあいの杜」を楽只，改進黨習施設に開設，本年度には養正学習施設を活用し，白河総合支援学校高等部職業学科の新専門教科の試行実施を計画するなど，従来の学習施設の既成概念にとらわれない，より多目的で広域的な活用を図るとともに，地域開放を推進しています。

しかしながら，一部施設の図書室では利用者増の傾向がありますが，学習相談事業を廃止した19年度以降は，全体的に施設利用が低調な実態にあります。

また，職員の嘱託化は完了しましたが，運営は直営方式であり，NPO団体等への委託を図るなど，より効率的な運営方法を模索する必要があります。

そこで，「地域に開かれた教育センター」としての活用を超えた視点から抜本的に見直し，コミュニティセンターをはじめとした周辺施設の在り方を含めたまちづくりの観点も踏まえ，既成概念にとらわれない根源に立ち返った検討をお願いしたいと考えております。

3 学習施設の施設概要

(1) 施設内容

本市には，学習施設を14箇所設置しています。全14施設のうち，コミュニティセンターとの合築施設は8施設（うち玄関独立施設は4箇所・玄関同一施設は4箇所），単独施設は6施設です。

各学習施設の規模には大小のばらつきがありますが，概ね，学習室，図書室，学習ホール，事務室等があります。

(2) 施設一覧

資料を参照ください。

(3) 開所時間・休所日

開所時間は、平成19年度からは、午後1時から9時まで、但し、土・日曜日や夏休み等の学休期間については午前9時から午後5時までとしています。

休所日は原則祝日と年末年始ですが、楽只・中唐戸・山ノ本・三条・上花田は日曜日、養正は火曜日も閉館しています。

4 学習施設の事業概要

平成19年度から、小・中学校教員による小・中学生を対象とした学習相談事業を廃止し、体験交流事業や高校生学習相談事業等、必要な取組を精査した上で実施しています。

必要に応じて事業案内等を掲載した学習施設だよりや図書だよりを発行し、施設周辺の施設や学校に配布しています。

(1) 施設の独自事業

児童生徒や家庭・地域にとって有意義な事業に精選して実施していますが、事業の周知が周辺地域に限られており、施設自体の受入人数にも限りがあることなどから、利用人数や参加者が少数に止まっています。

ア 体験交流事業

小・中学生等を対象に、児童生徒個々の興味・関心・意欲に応じた体験的な学習や活動の場を提供し、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を身に付けさせるとともに、様々な人々との交流を通じて、豊かな人権感覚を育むことを目指して実施しています。

例：造形教室，デッサン教室，英会話教室

イ 家庭教育支援事業

保護者が、児童生徒の学力の向上はもとより、進路の選択・決定に対する役割を主体的に果たせるよう、親子が一緒になって学びあえる機会の提供や保護者同士の交流機会の拡充、子育て・教育情報の提供を通じて、家庭・地域の教育力の向上を支援しています。

例：親子体験教室

ウ 子ども読書活動推進事業

子どもたちへの読書に親しむ機会の提供などを通して、自主的・意欲的な読書習慣の形成を図るとともに、自ら図書室等を利用した調べ学習ができる力を身に付ける取組を推進しています。

例：本に親しむ会

(2) 図書室

子どもたちの学習を支援する目的で、図書の閲覧・貸出し（一部閲覧のみ）を行っています。学習教材や児童書を中心にして図書の整備を行っていますが、一部の大きな図書室では成人向けの一般書の配置も充実させ、保護者をはじめ成人の利用も多くなっています。しかし、児童書中心の整備や規模が小さいことから蔵書数の少なさなどから、利用者は少数に止まっている図書室もあります。

(3) 高校生学習相談

高校生を対象に、生徒個々の実態や課題に応じて、学習方法や進路、学校生活に関する相談や指導、助言を行っています。生徒自らの進路を主体的に切り拓いていく意欲や態度の育成を図り、一人一人の進路希望の実現を支援しており、きめ細かい指導が、大学進学や不調克服に繋がっています。しかしながら、指導教員を確保することが困難なことから受入人数に限りがあり、募集が旧同和関係校の卒業生を中心に行われているため、参加者は少数に止まっています。

(4) 自学・自習の場の提供

主として家庭で学習できる環境が不十分な子どもたちに自ら学習する場を提供するため、図書室や学習室に自習スペースを設置し、児童生徒に開放しています。また少数ですが、高校生や大学生の利用もあります。

5 運営形態

(1) 運営形態

本市嘱託職員により運営しています。

(2) 職員体制

平成19年度からの小・中学生を対象とした学習相談事業の廃止と開館時間の短縮、清掃等の施設管理の民間委託により、指導主事と臨時管理用務員の配置を廃止し、20年度には学習施設職員全員の嘱託化を完了しました。

	18年度	19年度	20年度
指導主事	23人	11人	0人
嘱託職員	34人	36人	47人
臨時管理用務員	22人	0人	0人
合 計	79人	47人	47人

6 経費

(1) 人件費

平成20年度の嘱託に係る経費は、130,000千円です。

(2) 運営費

平成20年度予算は、61,830千円です。

学習施設に係る資料

- 1 . 学習施設 施設状況一覧
- 2 . 学習施設の利用実績（平成 1 4 ～ 1 9 年度）
- 3 . 平成 1 9 年度 学習施設独自事業 活動状況
- 4 . 平成 1 9 年度 図書室利用状況
- 5 . 高校生学習相談実施状況
- 6 . 市立中学校卒業生の進学率の推移（昭和 3 8 年度～平成 1 3 年度）
- 7 . 市立中学校卒業生の進学率の推移（平成 1 4 年度～ 1 9 年度）
- 8 . 市立中学校卒業生の高校進学状況の推移
- 9 . 同和地区高等学校卒業生の進学率の推移

1 . 学 習 施 設 施 設 状 況 一 覧

施設名	開 設	増 改 築	施設形態	構 造			延床面積 (m ²)	敷地面積 (m ²)	休所日
				建物全体	学習施設	併設施設			
楽 只	S46.9	S50.7 増築 S58.11 増築 H1.11 改修	単独施設	4 階建	-	ふれあいの杜 (新館 3 階)	1,481.5	1,106.8	日曜日 祝日・年末年始
岡 崎	S50.7	H3.8 改修	単独施設	4 階建	-	-	265.5	302.4	祝日・年末年始
錦 林	S46.4	S50.12 増築 H2.5 改築	合築施設 玄関独立	4 階建 + 2 階建	1・2 階 + 2 階	屋体施設 (3 階) サ-クル室 (4 階) コミセン (1 階)	1,018.2	-	祝日・年末年始
養 正	S52.2	S60年度 新築 S61.4 移転	単独施設	3 階建	-	白河総合支援学校高等部職業学科 サテライト教室 (予定)	1,660.1	1,838.3	火曜日 祝日・年末年始
壬 生	S54.1	S63.3 改修	合築施設 玄関独立	3 階建	1・2・ 3 階	福祉センター (1 階)	892.8	-	祝日・年末年始
三 条	S52.4	S63年度 移転新築	合築施設 玄関同一	3 階建	1・2・ 3 階	コミセン (1・2 階) 診療所 (1 階) 学童 (2 階) 屋体施設 (3 階)	1,266.9	-	
崇 仁	S50.5	H7.8 新築移転	合築施設 玄関独立	4 階建 + 地下 1 階	1・2 階	児童館 (1 階) 屋体施設 (3・4 階・地下)	1,983.3	-	祝日・年末年始
吉祥院	S58.4		合築施設 玄関独立	3 階建	2・3 階	福祉センター・保健所分室 診療所 (1 階)	830.0	-	祝日・年末年始
中唐戸	S53.12	H7.4 増改築	合築施設 玄関同一	2 階建	2 階	コミセン (1 階)	205.2	-	日曜日 祝日・年末年始
山ノ本	S54.10	H3 内部改修	合築施設 玄関同一	2 階建	2 階	コミセン (1 階)	220.0	-	日曜日 祝日・年末年始
久 世	S53.9		単独施設	3 階建	-	-	1,160.9	779.3	祝日・年末年始
上花田	S50.5	H3.2 改修	合築施設 玄関同一	3 階建	2 階	コミセン (1・3 階)	209.9	-	日曜日 祝日・年末年始
辰 巳	S54.4		単独施設	3 階建	-	-	1,175.3	1,500.0	祝日・年末年始
改 進	S55.4	H11年度 改築	単独施設	3 階建	-	ふれあいの杜 (2 階)	1,902.9	1,370.99	祝日・年末年始

2. 学習施設の利用実績(平成14～19年度)

- 学習施設を会場として活用した事業への参加人数

(独自事業参加人数 + 高校生学習相談参加人数)

(単位 : 人)

施設名	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
楽只	14,383	14,091	16,268	12,411	9,918	902
岡崎	3,781	3,455	3,838	3,596	4,183	462
錦林	11,480	8,285	9,117	8,114	6,957	483
養正	11,435	9,286	9,570	9,246	9,397	813
壬生	6,245	4,601	5,160	5,743	3,422	1,046
三条	29,059	30,477	25,396	22,561	22,604	1,057
崇仁	10,179	10,378	7,494	9,753	8,253	1,687
吉祥院	7,887	9,005	7,598	7,545	7,547	2,308
中唐戸	1,736	1,272	1,353	1,053	1,398	264
山ノ本	2,277	2,614	1,768	1,569	2,009	117
久世	10,055	12,519	10,765	10,255	10,536	1,264
上花田	1,427	2,507	1,693	1,078	2,500	0
辰巳	9,413	9,742	8,247	11,553	12,244	571
改進	23,791	19,767	18,339	17,558	17,775	2,903
合計	143,148	137,999	126,606	122,035	118,743	13,877

「学習施設を会場として活用した事業」への参加人数は記録しているが、自由来館による図書室(19年度より調査実施)や自習室の利用人数は、記録していないため含まれていない。

平成19年度より、小・中学生を対象とした学習相談事業を廃止したため、利用人数が前年度実績の1割程度に減少している。(19年度の図書室利用状況については別紙)

3. 平成19年度 学習施設独自事業 活動状況

施設名	事業名		対象者	実施時期	参加者数 (延人数)	平均参加人数
			(学年等)	期間・月		
楽只	わくわくコミュニティガーデン	体験	小学生～中学生	通年	74	7
	芸術に親しむ会	体験	小学生	通年	319	5
	ハンドメイド・ファクトリー	体験	小学生	年6回	92	15
	子ども読み聞かせ教室	読書	就学前～小3	通年	121	10
	おもしろ英会話	体験	小6	年5回	40	8
	デッサン教室	体験	中学生	通年	45	3
	英会話	体験	中学生	通年	105	4
	施設合計				796	
岡崎	パソコン・ローマ字教室	体験	小5～小6	8月	16	4
	漢字検定にチャレンジ	体験	小4～小6	7・8月	50	12
	本の世界を広げよう	読書	小1～小6	通年	272	14
	施設合計				338	
錦林	漢字検定講座	家庭	小1～中3	通年	284	17
	キッズイングリッシュ講座	体験	小1～小6	通年	179	22
	ヒューマン講座	家庭	幼児～小6	年1回	20	20
	施設合計				483	
養正	造形教室	体験	小1～小2	通年	258	19
	親子教室	家庭	小1～小6・保護者	7・8月	179	25
	本と楽しむ会	読書	幼児～小6・保護者	通年	112	22
	施設合計				549	
壬生	おりがみ教室	体験	小1～小3	通年	490	14
	英語教室	体験	小4～小6	通年	501	26
	施設合計				991	
三条	科学教室	体験	小学生・保護者	休業期間中	52	52
	親子読み聞かせ教室	読書	小学生・保護者	年1回	18	18
	本に親しむ会	読書	小学生	月1回	80	11
	子ども読み聞かせ教室	読書	幼稚園	1月・2月	32	10
	コンピュータ教室	体験	小学生	月1回	297	33
	漢字検定にチャレンジ	体験	小学生	月1回	170	21
	習字教室	体験	小学生	月1回	120	15
	親子体験教室	家庭	保育所～小学校低学年	年1回	28	28
	施設合計				797	

施設名	事業名		対象者	実施時期	参加者数 (延人数)	平均参加人数
			(学年等)	期間・月		
崇仁	崇仁読み聞かせ会	読書	就学前～小3, 保護者	年2回	85	42
	漢字検定(準会場)	家庭	小学生	年3回	139	46
	漢字検定講座	家庭	小学生	年5回(検定前)	52	10
	施設合計				276	
吉祥院	親子プラザ	家庭	幼児～大人(保護者)	通年	359	44
	わくわくひろば	体験	小学生	通年	935	35
	わくわくチャレンジ(漢検)	家庭	小学生	通年	272	27
	わくわく読み聞かせ教室	読書	幼児～大人(保護者)	通年	438	36
	施設合計				2,004	
中唐戸	親子パソコン教室	家庭	小学生・保護者	通年	86	3
	英会話講座	家庭	中学生	通年	78	4
	楽しい英会話教室	家庭	小4～小6	通年	57	2
	施設合計				221	
久世	わくわく作文教室(低学年)	読書	小1～小3	通年	221	14
	わくわく作文教室(高学年)	読書	小4～小6	通年	169	12
	どきどきパソコン教室(低学年)	体験	小1～小3	通年	48	8
	どきどきパソコン教室(高学年)	体験	小4～小6	通年	48	6
	サタデーサークル	体験	小1～高3	通年	149	14
	施設合計				635	
辰巳	親子読み聞かせの会	読書	小学生・保護者	通年	168	14
	英会話を通していろいろな国の文化に触れよう!	体験	小学生・保護者	年8回	44	5
	手話にチャレンジしよう	体験	小学生	年8回	39	4
	施設合計				251	
改進黨	小学生音楽教室	体験	小2～小6	通年	1,481	13
	日曜ピアノ教室	体験	小学生以上	通年	110	2
	日曜書道教室	家庭	就学前～中学生・保護者	通年	281	7
	お話ワンダーランド	読書	就学前～中学生・保護者	通年	383	11
	施設合計				2,255	

体験：体験交流事業

家庭：家庭教育支援事業

読書：子ども読書活動推進事業

４．平成１９年度 図書室利用状況

施設名	面積 (㎡)	貸出 有無	延べ入室人数	延べ貸出冊数	書籍数
楽只	99.5	有	3,482	2,446	14,050
岡崎	46.8	有	367	803	5,309
錦林	137.0	有	12,001	14,262	16,650
養正	202.0	有	14,314	18,123	55,000
壬生	82.0	有	5,106	4,672	10,852
三条	119.0	有	3,670	2,013	18,034
崇仁	257.0	有	11,336	9,142	40,706
吉祥院	70.5	有	4,370	2,574	6,528
中唐戸	49.0	有	541	212	4,756
山ノ本	74.0	有	121	183	4,652
久世	105.0	無	4,802	-	10,897
上花田	20.4	有	312	255	3,300
辰巳	140.0	有	4,577	4,638	19,721
改進	280.0	無	10,459	-	17,120
計			75,458	59,323	227,575
1施設平均			5,390	4,944	16,255

5 . 高校生学習相談実施状況

	1 8 年 度			1 9 年 度		
施設	実施回数	参加者総数	平均参加者数	実施回数	参加者総数	平均参加者数
楽只	136	245	1.8	75	106	1.4
岡崎	34	168	4.9	29	124	4.3
錦林	76	108	1.4	-	-	-
養正	80	240	3.0	72	264	3.7
壬生	6	32	5.3	15	55	3.7
三条	221	780	3.5	96	260	2.7
崇仁	193	1629	8.4	224	1411	6.3
吉祥院	117	616	5.3	90	304	3.4
中唐戸	75	75	1.0	43	43	1.0
山ノ本	95	157	1.7	76	117	1.5
久世	139	632	4.5	102	629	6.2
辰巳	78	330	4.2	63	320	5.1
改進	140	2335	16.7	100	648	6.5
合計	1390	7347	5.3	985	4281	4.3

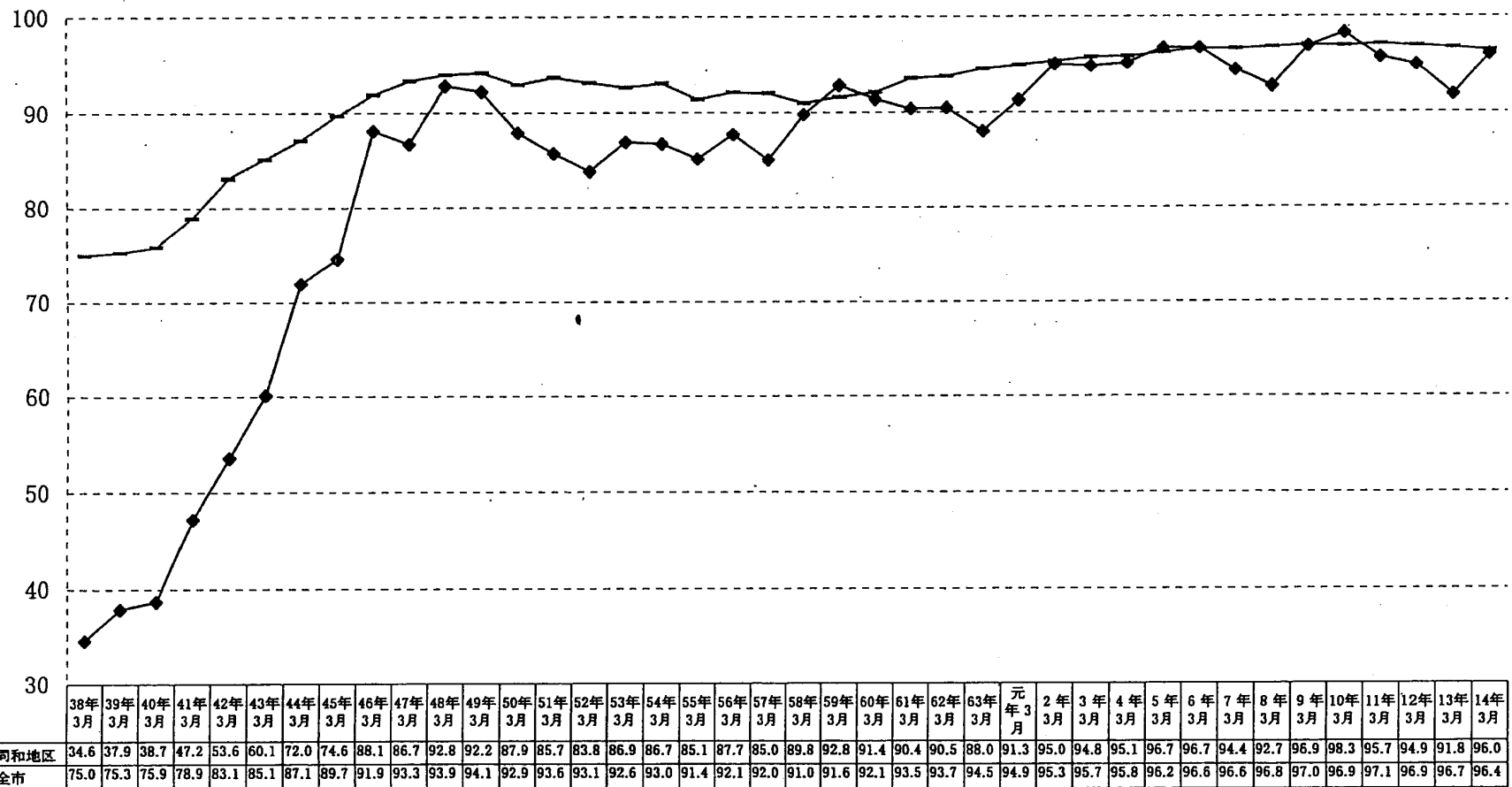
壬生：20年度から実施していない

錦林：19年度から実施していない

上花田：実施していない

6. 市立中学校卒業生の進学率の推移

(%)



7. 市立中学校卒業生の進学率の推移(平成14年度～19年度)

単位: %

卒業年月	区分	合計	全日制			定時制			その他
			公立	私立	小計	公立	私立	小計	
平成15年3月	全市	97.5	57.1	31.0	88.1	4.6	3.6	8.2	1.2
	旧同和関係校	97.7	57.0	32.0	89.0	4.4	3.6	8.0	0.7
平成16年3月	全市	97.5	57.8	30.1	87.9	4.3	3.5	7.8	1.8
	旧同和関係校	96.2	56.1	31.9	88.0	3.8	3.3	7.1	1.1
平成17年3月	全市	97.7	59.6	29.5	89.1	3.8	3.4	7.2	1.4
	旧同和関係校	97.5	57.8	30.0	87.8	4.0	4.0	8.0	1.7
平成18年3月	全市	98.2	59.9	29.6	89.5	3.5	3.8	7.3	1.4
	旧同和関係校	98.9	59.5	30.9	90.4	4.1	3.2	7.3	1.2
平成19年3月	全市	97.7	60.7	28.7	89.4	3.3	3.5	6.8	1.5
	旧同和関係校	97.2	57.1	31.7	88.8	4.1	3.1	7.2	1.2
平成20年3月	全市	97.9	60.7	29.7	90.4	3.5	2.6	6.1	1.4
	旧同和関係校	98.2	60.0	30.4	90.4	4.1	2.2	6.3	1.5

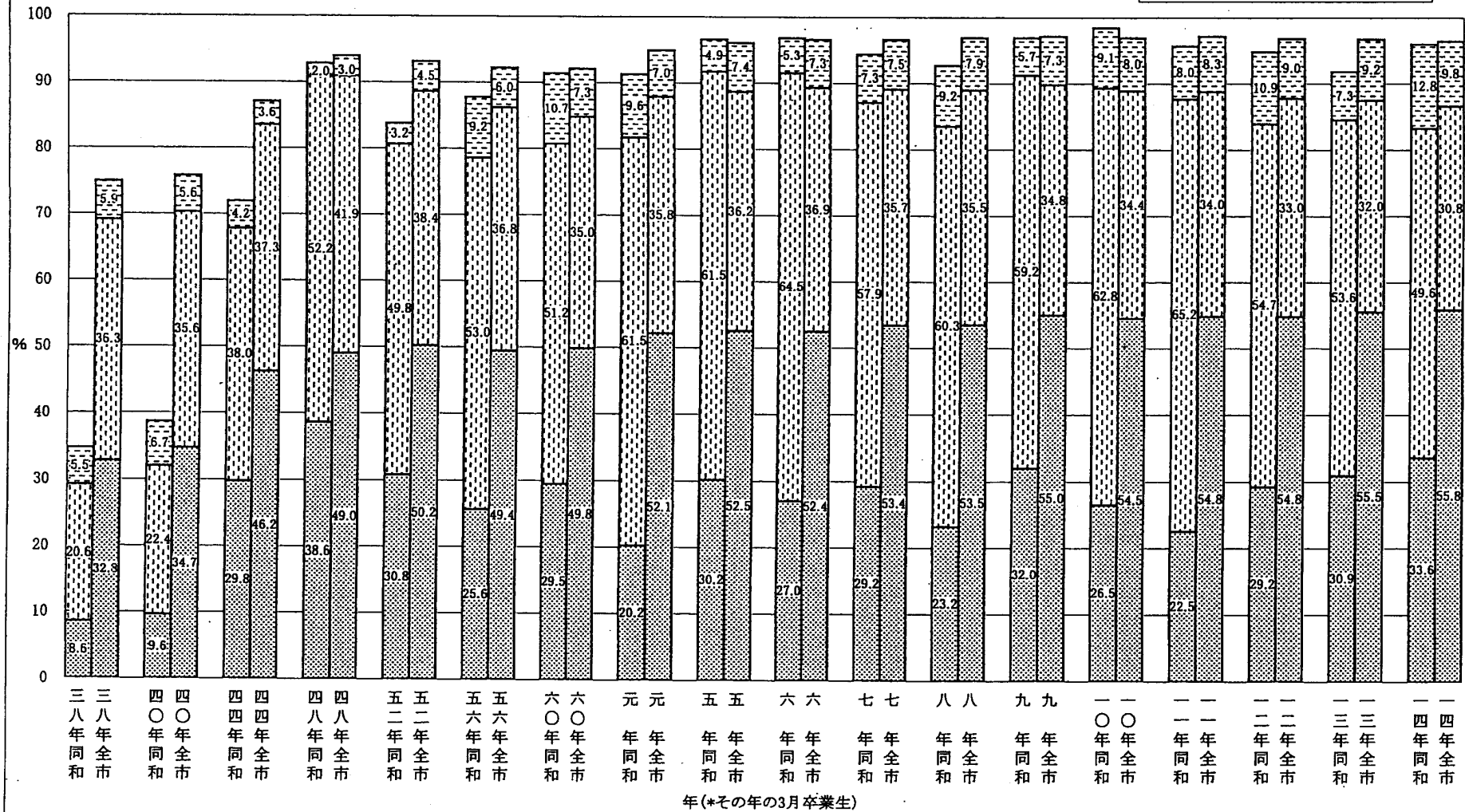
※ 「その他」は、高等専門学校及び特別支援学校への進学率。

※ 定時制には、通信制を含む。

※ 平成14年度以降については、旧同和地区生徒のみを対象とした進学率は調査、把握していないため、旧同和地区を校区に含む中学校(旧同和関係校)の平均進学率を、データ化したものである。

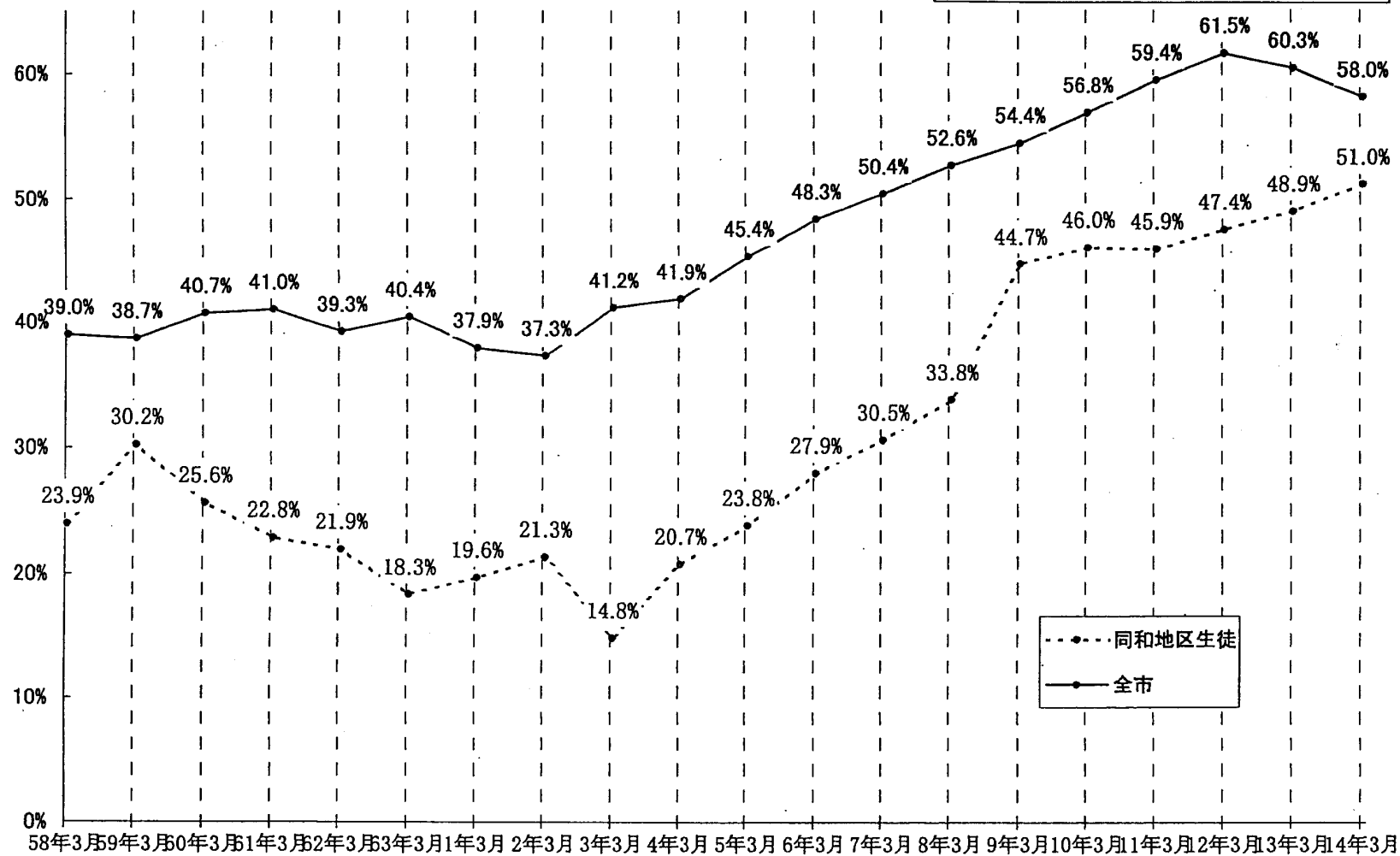
8. 市立中学校卒業生の高校進学状況の推移

- 定時制
- ▨ 私立(全日制)
- ▤ 国公立(全日制)



9. 同和地区高等学校卒業生の進学率の推移

四年制大学及び短期大学への進学率合計



保健所分室の在り方について

本市では、大正 9 年、崇仁地区に第一トラホーム治療所を設置し、昭和 14 年までに、8 箇所の治療所を設置しましたが、昭和 29 年からは、各保健所長の管轄下に置き、保健所分室と改称しました。

その後、昭和 45 年の「京都市同和地区実態調査」の結果に基づき、保健所分室に、順次分室担当保健師を配置し、眼疾患検診・治療、循環器検診、各種がん検診事業、地区住民への全戸訪問、健康相談等を実施するなど、地域の保健衛生及び生活環境の改善に努めてきました。

平成 14 年度からは、地域における保健衛生及び生活環境を取り巻く社会状況の変化等を踏まえ、分室担当保健師の常駐体制を見直し、原則として週 2 回午前に、保健所保健師が保健所分室に出向き、小学校区域の住民を対象とした健康相談を実施する形態に改めました。

平成 19 年度の健康相談事業は、年間延べ相談件数が 1,971 件（実相談人員：115 人）で、1 箇所 1 回当たりの平均延べ相談件数は 2 件未満にとどまっています。

このような状況を踏まえ、今後における保健所分室の在り方について、事業（ソフト）及び施設（ハード）の両面から、検討をお願いしたいと考えております。

1 保健所分室の意義と役割

本市では、トラホーム多発地域が旧同和地区に多かったことから、トラホーム予防法に基づき、大正 9 年、崇仁地区に第一トラホーム治療所を設置。昭和 14 年までに、眼疾患の多い地区から順次拡大するとの計画の下、8 箇所の治療所を設置しましたが、昭和 29 年には、各保健所長の管轄下に置き、保健所分室と改称しました。

その後、昭和 45 年に実施した「京都市同和地区実態調査」の結果、住民に消化器疾患、循環器疾患、神経痛及び神経炎等が多いことが把握されたことから、保健所分室に、順次分室担当保健師を配置し、眼疾患検診・治療、循環器検診、各種がん検診事業、地区住民への全戸訪問、健康相談等を実施することにより、地域の保健衛生及び生活環境の改善に努めてきました。

平成 14 年度からは、保健・医療・福祉サービスの充実等、地域の保健衛生及び生活環境を取り巻く社会状況が大きく変化してきたことなどから、分室担当保健師の常駐体制を見直し、原則として週 2 回午前に、保健所保健師が保健所分室に出向き、小学校区域の住民を対象とした健康相談を実施する形態に改めました。

また、これと併せて、地域が主体となって、高齢者を支えていくために必要な、保健・医療・福祉のネットワークの構築に取り組む活動を支援していくこととしました。

2 現状と課題

地域の保健衛生や生活環境の向上を背景に、分室担当保健師の常駐体制を見直し、原則として週 2 回健康相談を実施する形態となってから今日まで、年間延べ相談件数は、横這いないし減少傾向（2,078 件→ 1,971 件）にあります。また、19 年度実績で見ますと、実相談人員は年間 115 人であり、相談者の固定化がうかがわれる一方で、1 箇所 1 回当たりの平均延べ相談件数は 2 件未満にとどまっています。

このような状況を踏まえ、今後における保健所分室の在り方について、事業（ソフト）及び施設（ハード）の両面から、検討をお願いしたいと考えております。

3 保健所分室の事業概要

(1) 施設概要

本市では、保健所分室を 12 箇所設置しています。

なお、健康相談事業については、平成 19 年度までは、保健所分室 12 箇所及びコミュニティセンター 2 箇所の計 14 箇所で実施してきましたが、平成 20 年度からは、うるおい館の開所に伴って、崇仁の保健所分室での健康相談事業を廃止したため、現在は保健所分室 11 箇所及びコミュニティセンター 2 箇所の計 13 箇所で実施しています。

< 保健所分室一覧 >

区	名称	施設の整備形態		健康相談事業実施状況	
		コミセンと合築整備	分室として単独整備	曜日	時間帯
北	楽只		○	月・木	9:00～12:00
左京	養正		○	木	9:00～12:00
	錦林		○	月・木	9:00～12:00
中京	壬生		○	月・木	9:00～12:00
東山	三条	○		月・木	9:00～12:00
下京	崇仁	○		-	-
南	久世		○	水・金	9:00～12:00
	吉祥院	○		月・木	13:30～16:00
	山ノ本		○	火 金	13:30～16:00 9:00～12:00
右京	上花田	○ (福祉センター)		月・木	9:00～12:00
伏見	改進		○	月・木	9:00～12:00
	辰巳		○	月・木	9:00～12:00

上記の内、養正及び上花田以外は、保健所分室の一部を診療所として目的外使用許可しています。

崇仁では、うるおい館内に地域包括支援センターが合築整備されたことなどから、健康相談を実施せず、地域の保健・福祉関係の催しや会議のために使用しています。

< 保健所分室以外での健康相談事業実施状況 >

区	名称	事業実施場所	健康相談事業実施状況	
			曜日	時間帯
東山	岡崎	コミュニティセンター	月	9:00～12:00
			木	13:00～16:00
南	中唐戸	コミュニティセンター	月・木	9:00～12:00

(2) 事業概要

小学校区域の住民を対象として、原則週 2 回健康相談を実施しています。

健康相談は、原則として、保健所の保健師 1 名が保健所分室に出向き、来所者又は電話により対応しています。ただし、分室によっては、コミセン等の来所者に対し、保健師が能動的に血圧測定等の対応をする場合もあります。

< 事業実績 >

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
年間事業実施回数	1,316 回	1,326 回	1,265 回	1,296 回	1,287 回	1,258 回
年間相談延べ件数	2,078 件	2,053 件	1,938 件	2,019 件	2,085 件	1,971 件
年間相談実人員	362 人	286 人	211 人	154 人	113 人	115 人
1 箇所当り年間相談延べ件数	148 件	147 件	138 件	144 件	149 件	141 件
1 箇所 1 回当り相談延べ件数	1.58 件	1.55 件	1.54 件	1.56 件	1.63 件	1.57 件

当該年度の初回相談を実人員とし，初回及び継続相談回数を延べ件数とする。

電話相談含む。

< 主な相談内容 >

		14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	
相談内容	結核・感染症	2 件	4 件	0 件	0 件	0 件	0 件	
	精神保健	351 件	305 件	279 件	233 件	244 件	176 件	
	生活習慣病	1,026 件	1,425 件	1,305 件	1,534 件	1,748 件	1,718 件	
	難病	13 件	11 件	9 件	2 件	3 件	3 件	
	母子	58 件	36 件	22 件	25 件	47 件	48 件	
	その他	628 件	272 件	323 件	225 件	43 件	26 件	
	計	年間相談延べ件数	2,078 件	2,053 件	1,938 件	2,019 件	2,085 件	1,971 件
		（ 65 歳以上再掲 ）	1,365 件	1,445 件	1,114 件	1,476 件	1,726 件	1,694 件
		（ 血圧測定再掲 ）	1,571 件	1,675 件	1,554 件	1,764 件	1,848 件	1,830 件

電話相談含む。

< 事業実施場所別の事業実績 >

次頁参照

(3) 経費及び財源

(単位：千円)

	14 年度 決算	15 年度 決算	16 年度 決算	17 年度 決算	18 年度 決算	19 年度 決算
経費	4,786	5,014	5,318	4,933	4,219	5,513
物件費	2,007	2,270	2,066	2,856	2,123	1,902
人件費	2,779	2,744	3,252	2,077	2,096	3,611
財源 (すべて一般財源)	4,786	5,014	5,318	4,933	4,219	5,513

事業実施場所別の事業実績

	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度				平成18年度				平成19年度				
実施場所	実件数	述べ件数	開催日数	1日あたり件数	実件数	述べ件数	開催日数	1日あたり件数	実件数	述べ件数	開催日数	1日あたり件数	実件数	述べ件数	開催日数	1日あたり件数	実件数	述べ件数	開催日数	1日あたり件数	実件数	述べ件数	開催日数	1日あたり件数	実施場所
楽只	9	19	94	0.21	7	13	96	0.14	22	72	95	0.76	8	40	96	0.42	7	16	96	0.17	6	23	93	0.25	楽只
養正	13	26	94	0.28	18	47	78	0.61	16	69	47	1.47	14	49	50	0.98	6	26	49	0.54	6	11	46	0.24	養正
錦林	37	397	94	4.23	16	247	96	2.58	13	192	93	2.07	22	245	96	2.56	14	372	95	3.92	28	497	94	5.29	錦林
壬生	54	193	94	2.06	13	29	96	0.31	18	44	94	0.47	8	41	96	0.43	7	23	95	0.25	5	8	93	0.09	壬生
三条	43	230	94	2.45	32	334	96	3.48	22	351	94	3.74	21	336	96	3.5	14	296	95	3.12	19	342	92	3.72	三条
* 岡崎	16	399	94	4.25	27	385	96	4.02	14	295	92	3.21	13	353	94	3.76	9	358	94	3.81	9	317	93	3.41	* 岡崎
崇仁	29	157	94	1.68	30	188	96	1.96	16	161	94	1.72	3	122	96	1.28	3	137	95	1.45	4	119	92	1.3	崇仁
久世	46	125	94	1.33	33	81	96	0.85	16	26	94	0.28	15	31	96	0.33	5	16	94	0.18	10	33	96	0.35	久世
吉祥院	28	53	94	0.57	20	172	96	1.8	8	30	92	0.33	7	12	96	0.13	3	4	96	0.05	2	3	92	0.04	吉祥院
* 中唐戸	6	8	94	0.09	8	76	96	0.8	18	219	94	2.33	14	398	96	4.15	11	470	96	4.9	6	355	93	3.82	* 中唐戸
山ノ本	15	102	94	1.09	8	57	96	0.6	8	80	94	0.86	5	63	96	0.66	5	48	93	0.52	4	12	95	0.13	山ノ本
上花田	10	20	94	0.22	7	11	96	0.12	4	15	94	0.16	4	24	96	0.25	2	28	96	0.3	1	3	93	0.04	上花田
改進	35	149	94	1.59	45	179	96	1.87	24	227	94	2.42	11	178	96	1.86	22	174	96	1.82	10	123	93	1.33	改進
辰巳	21	200	94	2.13	22	234	96	2.44	12	157	94	1.68	9	127	96	1.33	5	117	97	1.21	5	125	93	1.35	辰巳
合計	362	2,078	1,316	1.58	286	2,053	1,326	1.55	211	1,938	1,265	1.54	154	2,019	1,296	1.56	113	2,085	1,287	1.63	115	1,971	1,258	1.57	合計

* はコミュニティセンター

○相談日：毎週月・木曜日の午前

ただし、 楽只は、平成15年12月から毎週木曜日の午前はコミュニティセンターで実施

養正は、平成15年12月から毎週木曜日の午前実施のみ

岡崎は、毎週月曜日の午前と木曜日の午後実施

久世は、平成20年6月から毎週水・金の午前実施

吉祥院は、平成20年6月から毎週月・木の午後実施

山ノ本は、平成20年6月から毎週火曜日の午後と金曜日の午前実施

市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について

人権問題に関する市民意識はかなり高まってきておりますが，いまだ差別につながるおそれのある身元調査や，インターネット上でのいわゆる地名総鑑の掲載など，深刻な人権侵害につながる陰湿な行為が見受けられる状況にあります。

このため，差別をすることが許されない社会の構築に向け，市民意識の高まりが行動につながる人権教育・啓発の在り方や，人権侵害を受けられた市民に対する相談と救済，とりわけ，同和問題の真の解決に向けたより効果的な教育・啓発事業の推進について検討をお願いしたいと考えています。

「四字熟語人権マンガ」(平成19年度・市長賞)

題名「意気投合」



[応募コメント]

いろんな種族でも仲良くなれるんだ！！

1 施策の背景

(1) 国際的動向

昭和 23 年、国際連合において「世界人権宣言」が採択されて以来、この宣言の内容を具体化するため人権に関する数多くの条約が採択されるとともに、各種の国際年を定め、世界規模での普及と協調行動が提唱されました。

近年では、平成 7 年から平成 16 年までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」と宣言する決議を行い、世界中の国々が人権教育の普及等に取り組むことなどを内容とする「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択されました。

(2) 国内の状況

わが国では、平成 9 年、「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」を策定し、人権という普遍的文化を構築することをめざして、あらゆる場を通じて人権教育を推進すること、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化すること、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等、刑を終えて出所した人などの人権にかかわる問題を重要課題として積極的に取り組むこととしています。

そして、平成 12 年には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立し、人権教育・啓発に関する施策の推進について、国と地方公共団体の責務を明らかにしています。

(3) 本市の取組

本市では、こうした国内外の動向を受けて、平成 11 年 3 月に策定した「人権教育のための国連 10 年京都市行動計画」に基づき、人権教育・啓発として、各種広報媒体による広報・啓発活動、学習機会の提供をはじめ、人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための各種の取組を推進してきました。

そして、「人権教育のための国連 10 年京都市行動計画」の終了及び現在の人権を巡る状況を踏まえ、平成 17 年 3 月に人権施策を推進するうえでの基本的な考え方を示す「京都市人権文化推進計画」を策定し、各種の人権に関する施策を実施しています。

2 本市の同和問題を初めとする人権問題に関する教育・啓発

(1) 取組の経過

本市では、オールロマンズ事件（昭和26年）を契機として、昭和27年2月に「今後における同和施策運営要綱」を策定し、同和問題の解決を市政の最重要課題の一つに位置づけ、旧同和地区の住環境や住民の生活実態の改善に本格的に取り組むようになりました。

しかしながら、昭和50年の「部落地名総鑑」、¹「日本の部落」等の図書の販売・購入問題に象徴されるような差別事象が発生し、市民の中に存在する同和問題に関する偏見と差別意識の根強さを露呈するとともに、行政的には、市民、企業等に対する同和問題の啓発活動の一層の取組が、課題となりました。

国においては、昭和44年7月に「同和対策事業特別措置法」、昭和57年4月には「地域改善対策特別措置法」が施行されました。この時期に本市では、昭和27年以降実施してきた各種施策の実施状況を総点検し、同和問題の解決にとって障害となっている点は何かを明らかにし、その上に立って、従来の基本4施策^{（注1）}に「人権擁護思想の普及・高揚を目標とする市民啓発活動の強化」を加えた基本5施策を柱とした「京都市同和対策各地区総合計画（案）」を昭和54年2月から6月にかけて策定し、同和問題解決に向けた取組を推進しました。

（注1）京都市同和行政の基本施策

- 1 新しい町づくりを目標とする環境の改善
- 2 「学力向上」を至上目標とする教育の充実
- 3 近代産業への雇用を促進するための職業安定対策
- 4 隣保館を拠点とする生活相談及び生活指導

昭和62年4月には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」と言う。）が施行されました。このような情勢の中、本市では「京都市同和対策各地区総合計画（案）」の基本5施策の点検・見直しを行い、昭和62年12月に「同和問題の解決をめざす京都市総合計画（案）」（以下「京都市総合計画（案）」と言う。）を策定し、これを同和行政の基本指針として各種施策を推進しました。

そして、「地対財特法」期限終了に際し、平成9年3月には、人権教育・啓発に関する施策及び人権侵害の被害者救済に関する施策を国の責務とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。本市では平成8年11月に京都市同和問題懇談会から意見具申「今後における京都市同和行政の在り方について」が出されました。この意見具申の中で、同和問題などの人権問題は、まちや市民の暮らしの中に人権を尊重する考え方が根付き、日常の行動規範

となる「人権文化」が築かれることにより，その解決が実現すると提言されています。

これを受けて，平成 9 年 1 2 月に「「同和問題に係る市民啓発の取組を，人権啓発事業として再編，整理」するための取組について」をとりまとめ，人権啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制を整えました。

その後，前述のとおり平成 1 1 年 3 月に「人権教育のための国連 1 0 年京都市行動計画」，平成 1 7 年 3 月には「京都市人権文化推進計画」を策定し，現在これを基に各種の人権問題に関する教育・啓発のための施策を実施しています。

< 国の動向と本市の取組 >

～ 同和施策としての啓発事業から人権啓発事業への移行～

年 度	国の動向	本市の取組
昭和 26		「今後における同和施策運営要綱」策定
昭和 44	「同和对策事業特別措置法」施行	
昭和 53		「京都市同和对策各地区総合計画(案)」策定 この中で「市民啓発活動」を同和行政の基本施策に加えた。
昭和 57		
昭和 62	「地対財特法」施行	「京都市総合計画(案)」策定
平成 8	「人権擁護施策推進法」施行	「今後における京都市同和行政の在り方について」意見具申
平成 9	「「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画」策定	「「同和問題に係る市民啓発の取組を，人権啓発事業として，再編，整理」するための取組について」とりまとめ
平成 10		・同和对策室を発展的に改組し，人権文化推進課，男女共同参画課，地域交流促進事業課，同和对策課で構成する人権文化推進部を新設 ・「人権教育のための国連 10 年京都市行動計画」策定
平成 16		「京都市人権文化推進計画」策定

(2) 取組の概要

ア 「地対財特法」の期限（平成13年末）以前の取組

本市では市民の基本的な人権擁護の立場から、戸籍に関して、昭和50年に国に先駆けていわゆる「公開制限」を実施し、更に、昭和61年には独自の取組として「婚姻要件に関する証明書」(注2)を発行することにより、戸籍の取得による身元調査の防止に取り組みました。

また、部落地名総鑑事件を契機とした企業啓発の推進組織である「行政連絡協議会」(当時)を設置し、積極的な企業内同和問題啓発推進員の設置を勧奨しました。

更に、同和問題の正しい理解と解決に向けての行動を呼びおこす、市民しんぶんなどの広報媒体による啓発、系統的に人権問題を学習できる機会としての「人権連続講座」の開催などに取り組むとともに、昭和55年から5年毎に同和問題市民意識調査を実施するなど、市民意識の現状と変化の把握に努め、同和問題の一日も早い解決と市民の人権意識の高揚に取り組みました。

啓発の推進に当たっては、本市課長級以上の職員が研修会等の講師として活動する市民啓発推進員制度(昭和60年)や、区役所・支所のみならず区内関係行政機関が連携協力して市民啓発活動に取り組むための地域啓発推進協議会の設置(昭和63年、「地域啓発の推進組織に関する要綱」策定)、市民啓発活動を全庁的に取り組むための「平成5年度市民啓発活動の基本的方向」の策定など、啓発の推進体制を整備しました。

(注2) 婚姻要件に関する証明書

民法第732条(重婚の禁止)及び民法第733条(再婚禁止期間)の規定に抵触しないということを証明することにより、戸籍の取得を減らそうというもの。

イ 現在の取組

現在の、本市における人権教育・啓発については、「京都市人権文化推進計画」に基づき、広報媒体の活用、学習機会の提供及び市民の自主的な活動への支援などに取り組んできました。

また、市民の人権問題に関する相談に適切に対応するため、平成19年に「京都市人権相談・救済のネットワーク」を設置し、各相談機関の情報を共有し、適切な機関に円滑に取り次ぐことができる体制を構築しました。

同和問題については、正しい理解と認識を深めるために、コミュニティセンターにおいて、旧同和地区住民と周辺住民との交流を促進し、市民相

互の理解と連携を深める事業を推進するとともに、同和問題を中心とした資料展示施設の運営に取り組んできました。

また、いくつかの地域では、市民が主体となった啓発や交流事業が行われ、同和問題を初めとする人権問題の啓発の一翼を担うなど、人権問題の解決に向けた市民の積極的な取組が見られます。

(ア) 広報媒体の活用

市民への広報は、市民に人権の尊重や人権問題に気付き、人権意識を深めるための機会を作るものとして、重要な役割を担っています。

そのため、関心が薄い市民に対して、効果的に働きかけることを重視して行っています。

・啓発ポスター作成（憲法月間及び人権月間）

＊後述の「市民公募事業」の入選作品を活用して作成している。

・人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」の発行（年４回）

(イ) 学習機会の提供

人権の大切さに気付き、更に主体的に取組を深めたいと思う市民に対し、人権についての理解を深めてもらうため各種の機会を提供し、人権感覚を磨き、人権問題解決のための力を培うものとして取り組んでいます。

また、各区役所・支所においても、様々な取組を行っています。

・「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催

・「和(わ)い輪(わ)い人権ワークショップ」の開催

・市民公募事業の実施

「人権“ほっと”写真(フォト)」の募集

「四字熟語人権マンガ」の募集

・区民啓発事業の推進

講演会、街頭啓発、パネル展示 等

(ウ) 市民の自主的な活動の支援

人権尊重のまちづくりのためには、市民一人一人が自らのこととして考え行動することが重要であることから、市民の自主的な取組に対して行政として支援するため、市民の自立を損なわないように留意しながら支援を行っています。

・人権啓発活動補助金交付事業

・人権啓発サポート制度

(エ) コミュニティセンターにおける取組

周辺地域との交流や地域のコミュニティづくりにつながる、各種のイベントや講座・教室を開催しています。

また、同和問題の解決を目的として、部落の歴史や生活、まちづくりの取組等に関する資料の収集・保存・展示を行うとともに、広く市民に対して同和問題を初めとする様々な人権啓発を行う施設として、2箇所のコミュニティセンターに資料展示施設を設置しています。

- ・ 交流事業
コミュニティづくりイベント、講座、教室
- ・ 資料展示施設の設置・運営
ツラッティ千本
柳原銀行記念資料館

(3) 市民意識の現状

人権教育・啓発に関する取組の効果については、評価が難しいところですが、平成17年度に実施した「人権に関する市民意識調査」では、市民の人権問題に対する意識の高まりがみられ、また、同和問題に対する正しい理解と認識は深まってきていると考えられることから、これまでの取組の効果が現れていることが伺われます。

人権は一部の人の問題ではなく、すべての市民の問題である。
約9割が肯定的な回答（そう思う78.4%、ややそう思う12.7%）
日本の社会に「同和問題」、「部落問題」などといわれる問題があることを知っていますか。
約9割が何らかの形で同和問題を知っていると回答（知っている79.8%、聞いたことがある12.4%）
仮に、いつも親しく付き合っている友人が、同和地区出身者であるとわかった場合
約8割が「これまでと同じように同じように親しく付き合う」と回答

出典：「平成17年度 人権に関する市民意識調査報告書」

しかし、市民の人権問題に対する意識の高まりが、人権問題解決のための自主的な「行動」には十分に結び付いているとも言い難いことも伺われます。

- 仮に、あなたの身近な人が、同和地区出身者に対して差別的な発言をしたり、態度を示した場合
約4割が「差別をしてはいけなと注意し、お互いよく話し合う」と回答

出典：「平成17年度 人権に関する市民意識調査報告書」

また、戸籍等の不正取得やインターネット上の掲示板への悪質な書込みなど、深刻な人権侵害につながるおそれがある行為が見受けられ、いまだなお、差別することが許されない社会が構築されているとは言えない状況にあります。

3 今後の課題

(1) 市民の自主的な行動に繋がる人権教育・啓発の在り方

これまで、市民に人権の大切さやどのような人権課題が存在するかなど、主として人権尊重の理念の高揚や、人権問題に気づいてもらうことを目的とした人権教育・啓発の取組を実施してきた結果、市民の人権問題に対する意識の高まりがみられますが、人権問題解決のための自主的な行動にまでは十分に結び付いていないことが伺われます。

このため、これまでの人権教育・啓発事業を見直し、本市が目指す、差別することが許されない社会の構築に向けて、市民の自主的な行動につながる事業とする必要があります。

(2) 人権侵害に対する相談と救済の推進

人権侵害は、未然の防止に全力を尽くすべきことは言うまでもないことですが、人権尊重の精神が生活に根付くためには、人権を侵害されている人の様々な相談を受け、救済が必要な場合には適切な救済機関による早急な人権救済が受けられるような社会の仕組が必要です。

このため、人権侵害に対する相談と救済のための施策の充実が必要です。

(3) より効果的な同和問題の教育・啓発事業の推進

同和問題の啓発に関しては、これまでコミュニティセンターを中心とした旧同和地区周辺地域との交流を目的とした各種の事業を進めた結果、同和問題に対する正しい理解と認識は着実に深まってきていると考えられます。

このため、コミュニティセンターでの事業の成果を踏まえ、更に多くの市民や地域団体との交流が進められる取組へと発展させるとともに、事業を通じて蓄積した貴重なノウハウを他の人権課題の啓発に活用していくなど、積極的な事業展開が必要です。

また、資料展示施設は、地域との連携による取組の推進など、人権問題に関する啓発の場として一層の活用を図る必要があります。

人権教育・啓発に関する資料

- 1 人権啓発事業一覧（平成１９年度実績）
 - （１）広報媒体の活用
 - （２）学習機会の提供
 - （３）市民の自主的な活動の支援
 - （４）コミュニティセンターにおける取組
 - ア 「学びとふれあい」のための事業一覧
 - イ 資料展示施設
- 2 人権に関する市民意識調査（抜粋）
- 3 人権啓発事業予算の推移

1 人権啓発事業一覧(平成19年度)

(1) 広報媒体の活用

事業名	事業内容
啓発ポスター作成	憲法月間及び人権月間に効果的に人権啓発を行うため、ポスターの作成をしている。作成に当たっては、「人権“ほっと”写真」事業により公募した写真を活用している。
人権情報誌「あい・ゆーKYOTO」の発行	人権問題について考える特集や著名人へのインタビュー、講演会などの人権学習の場の紹介など、人権に関する情報を提供する冊子を発行している。

(2) 学習機会の提供

事業名	事業内容
「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催	幅広い市民に対して、人と人との交流の大切さや人権問題について考える機会を提供するため、コンサート、トーク、パネル展を展開している。なお、実施に当たっては、若年層の参加も促進するための演出や会場設定に配慮している。
「和い輪い人権ワークショップ」の開催	市民の人権擁護思想の普及・高揚を図るとともに、地域等における人権啓発のキーパーソンとなるような人材を養成し、市民の自主的な活動を支援するため、ワークショップ形式の参加体験型人権学習会を実施している。
「人権“ほっと”写真」の募集	人権の大切さが感じられる写真を募集し、人権について考える機会を市民に提供するとともに、市民から市民へのメッセージとして、ポスターやパネルとして広く市民に発信している。
「四字熟語人権マンガ」の募集	難しいイメージのある「人権」ということを、明るくユーモアあふれる「マンガ」と「四字熟語」で表現することにより、市民に人権について考えてもらう機会を提供している。なお、作品については、啓発物品のデザインやパネルとして広く市民に発信している。
区民啓発事業の推進	市民にもっとも身近な施設である各区役所・支所において、より地域に密着した、きめ細かい人権啓発を推進するため、地域の各種団体との連携により、様々な人権啓発事業を展開している。 (注)詳細は「別紙1」参照

(3) 市民の自主的な活動の支援

事業名	事業内容
人権啓発活動補助金交付事業	市民に対して、多様な啓発事業への参加の機会を提供するとともに、市民による自主的な啓発活動の実施を促すことを目的として、広く市民を対象に開催される人権啓発活動に対して、補助金を交付する。 (注)詳細は「別紙2」参照
人権啓発サポート制度	人権に関する研修などの啓発事業を計画している市民や企業などのグループを対象に、講師の派遣や研修用資料・ビデオ等の貸出しを行っている。(平成18年度まで実施していた、市民啓発推進員制度を発展的に解消して実施) ○市民啓発推進員制度(平成18年度まで実施) 人権に関する市民の自主的な取組を支援するため、本市職員を研修会の講師等として派遣する。 ・市民啓発推進員 54名(各局区各1～2名)、任期2年

(別紙 1)

区民啓発事業一覧

【映画上映】

行政区	実施日	上映映画	参加者
上京	5月17日	「博士の愛した数式」	1,200
伏見	12月1日	「クイール」(字幕, 副音声あり)	300

【街頭啓発】

行政区	実施日	実施場所	参加者
北	5月11日	船岡山公園～キタオオジタウン(パレード)	280
	12月3日	キタオオジタウン, 白梅町, 烏丸鞍馬口	31
上京	5月9日	出町商店街	20
	5月11日	堀川商店街, 烏丸今出川交差点付近	20
	12月4日	堀川商店街, 烏丸今出川交差点付近	15
	12月5日	出町商店街	20
左京	5月15日	管内7箇所(ジャスコ東山二条店 他)	136
	11月28日	管内7箇所(ジャスコ東山二条店 他)	108
中京	5月22日	ViBi二条前, 寺町京極商店街	35
	12月6日	京都三条会商店街	30
東山	12月2日	東山区総合庁舎周辺	14
山科	5月29日	管内	30
	12月7日	ラクト山科, 大丸山科店 他	24
下京	5月23日	四条烏丸交差点付近	27
	12月5日	JR京都駅	28
南	5月18日	アバンティ周辺	35
	12月7日	アバンティ周辺, 近鉄東寺駅前 他	50
右京	5月21日	ダイヤモンドシティ, サンダイコー京北店 他	29
	12月19日	京福帷子ノ辻駅周辺, サンダイコー京北店 他	20
西京	5月15日	阪急桂駅周辺	29
	12月4日	阪急桂駅周辺	26
洛西	5月9日	ラクセーヌ商店会周辺	21
	12月5日	ラクセーヌ商店会周辺	21
伏見	5月10日	京阪淀駅周辺	40
	5月11日	大手筋商店街	45
	11月29日	京阪淀駅周辺	37
	11月30日	大手筋商店街	40
深草	5月11日	京阪伏見稲荷駅周辺, 京都医療センター前 他	162
	12月4日	京阪伏見稲荷駅周辺 他	121
醍醐	5月22日	武田総合病院前, パセオ・ダイゴロー前 他	53
	12月6日	武田総合病院前, パセオ・ダイゴロー前 他	65

【講演会】

行政区	実施日	講演テーマ等	参加者
北	12月7日	講演会「心と心のきずな」, 映画上映「手紙」	500
上京	12月6日	「つながりと感動」	300
左京	12月11日	「がばいばあちゃんの笑顔で生きんしゃい」	220
中京	6月3日	「人間とはね」	300
	12月14日	「あした元気になあれ」	100
東山	5月19日	「インターネットの光と影」	70
	12月2日	講演会「骨髄バンク」, 映画上映「火火」(バリアフリー上映)	200
山科	12月7日	講演会「みんな違って当たり前!」, 映画上映「桃色のクレヨン」	341

下京	5月23日	「夢見る力を信じて～盲導犬グレースとともに」	120
	12月5日	「障害を越えて」	55
南	8月23日	「音楽で心のふれあいを」	55
	12月7日	「ひとりの活動が人と社会を変える」	250
右京	5月31日	講演会「高齢者虐待防止」 体験学習(高齢者疑似体験 他)	51
	8月5日	講演会「子どもが子どもでいられるために」 映画上映「誰も知らない」(字幕, 副音声あり)	440
西京	5月15日	講演会「差別意識をなくすためには」 ビデオ上映「人権と向き合う」	35
	12月4日	「私たちの暮らしと人権」	25
洛西	5月9日	「子どもの人権について」	21
	5月19日	「人の心にひそむ差別意識」	200
	12月5日	「感染症患者を取り巻く現状について」	23
伏見	7月7日	「マスメディアと人権を考える」	86
深草	12月8日	「在日コリアン市民として生きる…」	181
醍醐	10月29日	「育ちの場は母親の胎内のように」	93
	12月16日	「人権侵害救済のための取組について」	206

【展示】

行政区	実施日	内 容
北	6月3日	人権ほっと写真入選作品
	12月10日	人権に関する絵画, 習字, ポスター (期間:12月21日まで)
左京	8月20日	四字熟語人権マンガ入選作品 (期間:8月31日まで)
	12月3日	小学生による人権に関する絵画 (期間:12月14日まで)
	12月11日	人権啓発パネル
中京	5月14日	人権ってなんでしょう (期間:5月31日まで)
	8月6日	福祉団体の活動紹介 (期間:8月17日まで)
	2月4日	小中学生による人権に関する書初め (期間:2月22日まで)
東山	5月18日	四字熟語人権マンガ入選作品 (期間:5月31日まで)
	8月6日	人権ゆかりの地をたずねて 他 (期間:8月31日まで)
	12月1日	小学生による人権に関する標語, ポスター (期間:12月31日まで)
山科	12月3日	中学生による人権に関するポスター (期間:12月14日まで)
下京	5月1日	人権ほっと写真入選作品 (期間:5月11日まで)
	12月1日	小中学生による人権に関する標語, ポスター (期間:12月13日まで)
西京	12月3日	小中学生による人権に関する絵画, 習字 (期間:12月14日まで)
洛西	5月1日	憲法について (期間:5月31日まで)
	12月3日	小中学生による人権に関する絵画, 習字 (期間:12月14日まで)
伏見	5月1日	こころの病気に対する理解について (期間:5月31日まで)
	12月1日	小中学生による人権に関する絵画 (期間:12月28日まで)
深草	5月1日	子どもの人権について (期間:5月31日まで)
	12月3日	小中学生による人権に関する絵画 (期間:12月27日まで)
醍醐	5月1日	人権に関する書道作品 (期間:5月31日まで)
	12月3日	小中学生による人権に関する絵画 (期間:12月21日まで)

【フィールドワーク】

行政区	実施日	訪 問 先	参加者
左京	6月16日	リバティおおさか	32
中京	9月18日	舞鶴引揚記念館	43
東山	9月6日	人権ゆかりの地	17
南	5月28日	大阪高等裁判所, 朝日新聞大阪本社	39
西京	12月7日	人権ゆかりの地	36
伏見	5月23日	黒谷西雲院, 銀閣寺 *深草, 醍醐支所合同実施	161

【ワークショップ】

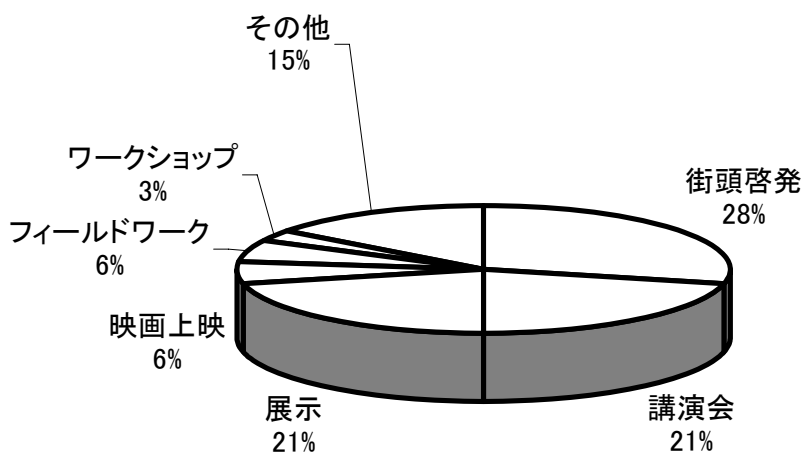
行政区	実施日	テーマ等	参加者
東山	12月6日	「地域リーダー研修会」(ワークショップ, フィールドワーク 他)	18
山科	5月29日	「子ども的人権」	34
伏見	9月18日	「人権ワークショップ」	53

【その他】

行政区	実施日	内 容
左京	12月1日	のぼり旗の設置 (期間:12月28日まで)
	2月1日	啓発冊子作成「みんながしあわせに暮らせる社会の実現をめざして」
東山	5月1日	のぼり旗の設置 (期間:5月31日まで)
下京	5月1日	のぼり旗の設置 (期間:5月31日まで)
	12月1日	のぼり旗の設置 (期間:12月28日まで)
南	5月1日	のぼり旗の設置 (期間:5月31日まで)
	8月1日	のぼり旗の設置 (期間:8月31日まで)
	12月3日	のぼり旗の設置 (期間:12月28日まで)
洛西	5月1日	洛西ケーブルビジョンでのスポットCM
	12月1日	洛西ケーブルビジョンでのスポットCM
伏見	2月9日	ふしみ人権の集い(活動報告, 公演会, 絵画展示)
深草	5月1日	のぼり旗の設置 (期間:5月31日まで)
	12月1日	のぼり旗の設置 (期間:12月28日まで)
醍醐	5月1日	のぼり旗の設置 (期間:5月31日まで)
	12月1日	のぼり旗の設置 (期間:12月28日まで)

種 別	実施回数
街頭啓発	31
講演会	23
展示	23
映画上映	6
フィールドワーク	6
ワークショップ	3
その他	16

実施内容別割合



(注) 各事業の実施回数の割合を表したグラフである。

(別紙2)

人権啓発活動補助金交付一覧

テーマ	活動の名称	事業内容
同和問題	丹波マンガ記念館第6回特別展	講演会, 展示
感染症患者等	エイズ・シェルター「バーンサバイ」活動報告とタイの人身売買を考える講演会	講演会
人権全般	第36回きたけん	街頭啓発, 啓発イベント, 講演会
人権全般	考えてみませんかーあなたの人権, わたしの人権	ワークショップ
女性	第33回国際婦人年京都集会	コンサート, 講演会, 交流会
人権全般	京都レインボーフェスティバルin久世2007	啓発イベント
人権全般	第18回「部落問題を考える集い」	講演会, パネル展示, パレード 他
人権全般	リベレーションフェスタ2007	啓発イベント
外国人・外国籍市民	第15回東九条マダン	啓発イベント
外国人・外国籍市民	朝鮮通信使来日400周年記念事業	講演会, シンポジウム, 映画上映, パネル展示 他
人権全般	第12回「法律援助を広げる市民のつどい」	講演会
人権全般	第39回「人権交流京都市研究集会」	講演会(基調講演, 分科会)

〈参 考〉

【平成17年度】

テーマ	活動の名称	事業内容
人権全般	リベレーションフェスタ2005	啓発イベント
人権全般	第34回きたけん	街頭啓発, 啓発イベント, 講演会
女性	第31回国際婦人年京都集会	コンサート, 講演会, 交流会
外国人・外国籍市民	部落解放・人権政策確立要求京都市実行委員会2005年独自事業	講演会, ドキュメンタリー映画上映
外国人・外国籍市民	丹波マンガ記念館第4回特別展	講演会, 展示
同和問題	第16回「部落問題を考える集い」	講演会, パネル展示, パレード 他
人権全般	京都レインボーフェスティバルin久世2005	啓発イベント
外国人・外国籍市民	第13回東九条マダン	啓発イベント
人権全般	三条まちづくりフェスタ	啓発イベント
人権全般	第10回法律援助を広げる市民のつどい	講演会
人権全般	第37回部落解放研究京都市集会	講演会(基調講演, 分科会)

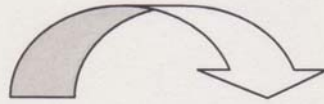
【平成18年度】

テーマ	活動の名称	事業内容
人権全般	リベレーションフェスタ2006	啓発イベント
人権全般	第35回きたけん	街頭啓発, 啓発イベント, 講演会
女性	第32回国際婦人年京都集会	コンサート, 講演会, 交流会
同和問題	考えてみませんかーあなたの人権, わたしの人権	講演会
感染症患者等	「バーンサバイ」活動報告と北タイ・ドキュメンタリー上映会	講演会, ドキュメンタリー映画上映
人権全般	第17回「部落問題を考える集い」	講演会, パネル展示, パレード 他
人権全般	京都レインボーフェスティバルin久世2006	啓発イベント
人権全般	FDFダンス発表会～万華鏡のように～人権とダンス	啓発イベント
外国人・外国籍市民	第14回東九条マダン	啓発イベント
人権全般	第11回法律援助を広げる市民のつどい	講演会
人権全般	第38回部落解放研究京都市集会	講演会(基調講演, 分科会)

(参 考)

人権啓発事業の例

- 1 「四字熟語人権マンガ」の入選作品と、それを活用した啓発物品(カレンダー)

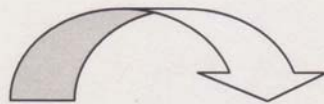


「四字熟語人権マンガ」の入選作品
(題名：千差万別)



啓発物品(カレンダー)

- 2 「人権 “ほっと” 写真」の入選作品と、それを活用したポスター



「人権 “ほっと” 写真」の入選作品



憲法月間啓発ポスター

(4) コミュニティセンターにおける取組
ア 「学びとふれあい」のための事業一覧

(注)第5回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会での提出資料の再掲である。

コミセン名	種別	事業名	実施回数 又は実施日	参加者数 (延数)	参加者数 (1回当たり)
楽只	講座・教室	陶芸教室	5回	26人	5.2人
		陶芸教室	5回	32人	6.4人
		生花教室	13回	194人	14.9人
		生花教室(特別編)	1回	13人	13.0人
	イベント	地域ふれあい夏祭り(楽只盆踊り大会)	8月11日	700人	
		長寿の集い	10月13日	230人	
		KIDSライブ	3月29日	450人	
岡崎	講座・教室	ちぎり絵教室1	1回	7人	7.0人
		ちぎり絵教室2	1回	10人	10.0人
		陶芸教室1	2回	22人	11.0人
		陶芸教室2	2回	26人	13.0人
		交通安全教室	1回	10人	10.0人
		健康教室	1回	14人	14.0人
		消防教室	1回	7人	7.0人
	イベント	岡崎人権のつどい	9月14日	175人	
		カラオケのつどい	11月29日	20人	
錦林	講座・教室	陶芸教室	4回	54人	13.5人
		ちぎり絵教室	2回	12人	6.0人
		社交ダンス教室	10回	114人	11.4人
	イベント	錦林夏まつり	8月4日	225人	
		高齢者ふれあいのつどい	9月14日	75人	
		人権ひろば錦林のつどい	10月27日	134人	
養正	講座・教室	陶芸教室	6回	43人	7.2人
		編物教室	14回	91人	6.5人
		ちぎり絵教室	8回	63人	7.9人
		フラワーアレンジメント教室	10回	253人	25.3人
		フラワーアレンジメント教室(正月花)	1回	51人	51.0人
		洋裁教室1(洋服製作)	14回	127人	9.1人
		洋裁教室2(小物製作)	14回	127人	9.1人
		舞踊教室	10回	66人	6.6人
		大正琴教室	8回	38人	4.8人
	イベント	歩こう会	10月31日	10人	
		講演会	12月1日	49人	

コミセン名	種別	事業名	実施回数 又は実施日	参加者数 (延数)	参加者数 (1回当たり)
壬生	講座・教室	陶芸教室1	4回	52人	13.0人
		陶芸教室2	4回	56人	14.0人
		体操教室・青竹ピクス	6回	100人	16.7人
		ヨガ教室	6回	198人	33.0人
		落款印体験教室1	2回	38人	19.0人
		落款印体験教室2	2回	14人	7.0人
		ちぎり絵教室1	4回	57人	14.3人
		ちぎり絵教室2	4回	56人	14.0人
	イベント	あるこう会1	4月23日	14人	
		あるこう会2	11月19日	17人	
		あかしゃふれあい盆踊り	8月21日	620人	
		あかしゃふれあいまつり	12月2日	650人	
三条	講座・教室	陶芸教室	4回	59人	14.8人
		園芸教室	2回	22人	11.0人
		高齢者いきいき健康教室	5回	40人	8.0人
	イベント	演芸のつどい	6月16日	72人	
		デイキャンプ	11月11日	28人	
		高齢者ふれあいのつどい	10月6日	60人	
		親子ハイキング	4月22日	37人	
		クリスマス会	12月19日	183人	
		餅つき大会	12月15日	51人	
		スケート教室	2月24日	50人	
		昼食会	10回(4～3月)	372人	37.2人
崇仁	講座・教室	手芸教室	10回	57人	5.7人
		編物教室	10回	34人	3.4人
		池坊生花教室	10回	84人	8.4人
		未生流生花教室	10回	106人	10.6人
		茶道教室	2回	9人	4.5人
		社交ダンス教室	10回	68人	6.8人
	イベント	崇仁春まつり	5月12日	550人	
		崇仁夏まつり	8月5日	550人	
		崇仁文化祭	11月18日	550人	

コミセン名	種別	事業名	実施回数 又は実施日	参加者数 (延数)	参加者数 (1回当たり)
吉祥院	講座・教室	編物教室	10回	96人	9.6人
		子ども六斎(音楽編)	10回	59人	5.9人
		子ども六斎(芸能編)	10回	57人	5.7人
	イベント	バレーボールサークル交流大会	7月29日	100人	
		吉祥院ふれあいジャンボリー	10月13日	1,600人	
		ふれあいひろば講演会	7月21日	30人	
中唐戸	講座・教室	生花教室	10回	40人	4.0人
		生花教室(特別編)	1回	6人	6.0人
		編物教室	10回	26人	2.6人
山ノ本	講座・教室	編物教室	10回	32人	3.2人
		煎茶教室	10回	26人	2.6人
		生花教室	10回	39人	3.9人
久世	講座・教室	書道教室A	10回	192人	19.2人
		書道教室B	10回	211人	21.1人
		陶芸教室	4回	40人	10.0人
		「お花」教室	9回	151人	16.8人
		トールペイント教室	10回	68人	6.8人
	イベント	高齢者ふれあいまつり	9月7日	68人	
		ふれあいアンサンブル演奏会	12月20日	67人	
上花田	イベント	かしの木・西院上花田交流フェスタ	11月17日	300人	
辰巳	講座・教室	置物づくり教室	1回	14人	14.0人
		生花教室	9回	127人	14.1人
		陶芸教室	2回	37人	18.5人
	イベント	歩こう会	11月10日	15人	
		文化フェスティバル	3月16日	1,000人	
		体育フェスティバル	3回(2~3月)	137人	45.7人
改進	講座・教室	生花教室(草月)	14回	146人	10.4人
		生花教室(池坊・水)	14回	86人	6.1人
		生花教室(池坊・金)	14回	197人	14.1人
		くらしの書道	14回	129人	9.2人
		書道教室	14回	122人	8.7人
		茶道教室	8回	125人	15.6人
	イベント	改進ふれあいフェスタ	11月10日	750人	
		みんなで創る音楽会	3月21日	16人	
	講座・教室	パソコン教室	180回	1,937人	10.8人

楽只, 錦林, 養正, 壬生, 三条, 崇仁, 吉祥院, 久世, 辰巳, 改進コミュニティセンターで実施しています。

イ 資料展示施設

(ア) ツラッティ千本（楽只コミュニティセンター資料展示施設）

設置趣旨

同和問題の解決を目的として、千本地域を中心とした部落の歴史や生活、まちづくりの取組等に関する資料の収集・保存・展示を行うとともに、広く市民に対し同和問題をはじめとする様々な人権啓発を行う施設として運営している。

開館年月 平成 6 年 1 2 月

展示内容

(常設展)

近代京都の歩みと千本の移り変わり、前近代から近代初頭までの千本、千本のまちとその取組、童話「千本の赤」の原画などを展示している。なお、常設展については、平成 1 8 年度に、展示替を行った。

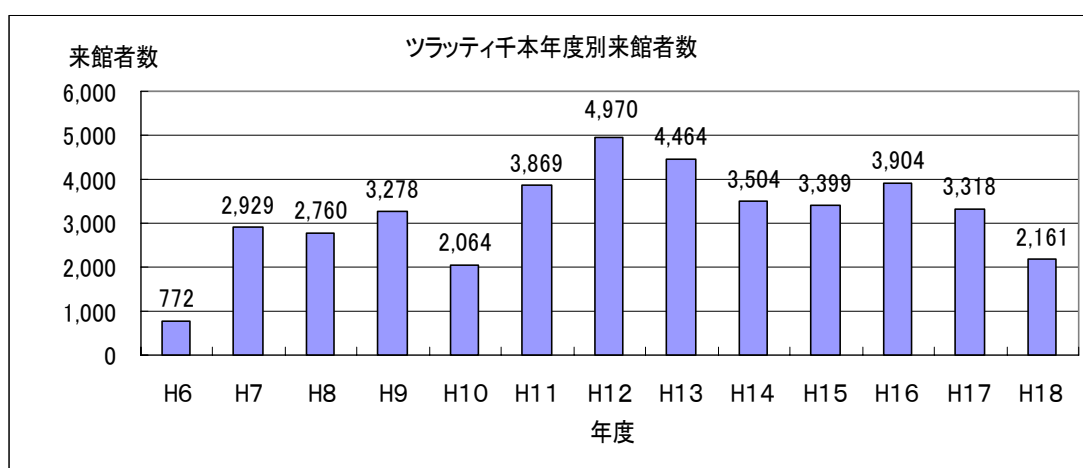
(特別展)

テーマを決めてより深い内容の展示をするため、特別展を開催している。

[過去の特別展等の内容]

開催年度	期 間	テ ー マ
平成 1 7	平成 1 8 年 1 月 3 0 日 ～ 2 月 2 4 日	太田順一写真展 ～ レンズのぬくもり～
平成 1 8	特別展に代えて、常設展の大幅な展示替を行い充実を図った。	
平成 1 9	平成 2 0 年 3 月 2 2 日	過去から未来への望遠鏡 ～ 千本の歴史とまちづくりの歩み～

参考 年度別入場者数



(イ) 柳原銀行記念資料館（崇仁コミュニティセンター資料展示施設）

設置趣旨

旧柳原銀行の建物を移築・復元・保存したもので、建物内に展示室を設け、崇仁地区関係の歴史や文化、生活資料等を中心とした展示を行うとともに、広く市民に対して同和問題の正しい理解と人権意識の高揚を図る啓発拠点として運営している。

展示業務等については、地元組織の特定非営利活動法人崇仁まちづくりの会に委託している。

なお、建物は平成6年、京都市有形文化財に登録された。

開館年月 平成9年11月

設展内容

（常設展）

地元産業の振興や教育の向上に多大な貢献があった柳原銀行や、柳原町（現在の崇仁地区）の初代町長であり、柳原銀行の設立に尽力し、初代頭取としても手腕を振るった明石民蔵氏に関する資料などを展示している。

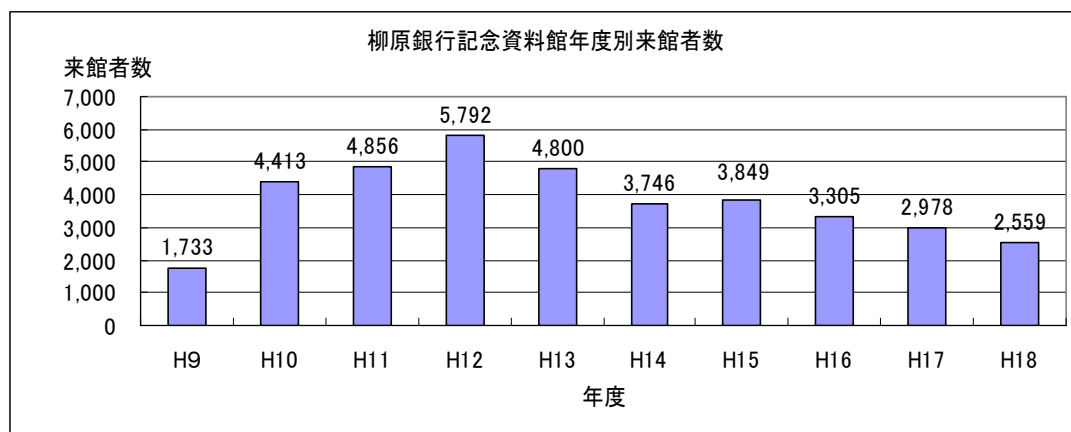
（特別展）

テーマを決めてより深い内容の展示をするため、特別展を開催している。

[過去の特別展等の内容]

年 度	期 間	テ ー マ
平成17	平成17年7月22日 ～10月15日	第16回特別展 崇仁のまつり～その復活～
	平成18年3月2日 ～4月1日	第17回特別展 崇仁のまちづくり～過去・現在・未来～
平成18	平成19年3月5日 ～5月2日	第18回特別展 東七条水平社と国民研究会～激動の時代の崇仁を支えた11人～
	平成18年7月18日 ～9月16日	開館10年記念特別展 大仏柳原庄の景観～閉ざされた歴史に光をそして壁を越えて～
平成19	平成19年7月21日 ～9月15日	第19回特別展 崇仁小学校の宝物2～魂のバトンタッチ～

参考 年度別入場者数



2 人権に関する市民意識調査（抜粋）

[調査の概要]

目 的

人権尊重のまちづくりをより一層推進するに当たり、市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、また、人権相談の現状など、人権施策全般に関する状況を把握する。

調査方法

- ・調査対象 京都市内に居住する20歳以上の市民3,000人（外国籍市民を含む。）
- ・抽出方法 住民基本台帳及び外国人登録データから無作為抽出
- ・調査方法 郵送。無記名
- ・調査期間 平成17年11月1日から11月15日
- ・有効回収数 1,225
- ・有効回収率 40.8%

[質問と回答]（抜粋）

（人権についての意識について）

問1 今の社会では、個人の考え方や生き方は大切にされていると思いますか。

回 答	割 合
そう思う	11.8%
ややそう思う	26.4%
どちらともいえない	29.5%
あまりそう思わない	21.1%
そう思わない	7.7%
不明・無回答	3.5%

問2 数年前と比べて市民の人権への関心は高くなってきていると思いますか。

回 答	割 合
そう思う	16.7%
ややそう思う	34.8%
どちらともいえない	26.5%
あまりそう思わない	13.0%
そう思わない	5.7%
不明・無回答	3.3%

問3 人権は、一部の人の問題ではなく、すべての市民の問題だと思いますか。

回 答	割 合
そう思う	78.4%
ややそう思う	12.7%
どちらともいえない	4.2%
あまりそう思わない	1.1%
そう思わない	1.1%
不明・無回答	2.4%

(人権啓発事業等への参加・関心について)

問4 市役所・区役所・学校で行われる講演会や研修会に参加したことはありますか。

回 答	割 合
1～2回参加した	17.8%
3～5回参加した	5.3%
6回以上参加した	2.4%
参加したことがない	73.1%
不明・無回答	1.4%

問5 市民グループや民間団体(世界人権問題研究センター)などによる講演会や研修会に参加したことはありますか。

回 答	割 合
1～2回参加した	10.8%
3～5回参加した	2.4%
6回以上参加した	2.0%
参加したことがない	83.1%
不明・無回答	1.6%

問6 高齢者、障害のある人や外国人・外国籍市民などと交流する催しに参加したことはありますか。

回 答	割 合
1～2回参加した	17.1%
3～5回参加した	6.1%
6回以上参加した	5.9%

参加したことがない	67.3%
不明・無回答	3.5%

問7 市民しんぶんの人権に関する記事や、人権情報誌「あい・ゆーＫＹＯＴＯ」を読んだことはありますか。

回 答	割 合
よく読む	10.1%
ときどき読む	36.2%
あまり読まない	20.4%
全く読まない	30.3%
不明・無回答	3.0%

(人権についての理解を深めるのに役立ったものについて)

問8 人権についての理解を深めるのに、役立ったと思われるものはどのようなことですか。
(複数回答有り)

回 答	割 合
市役所・区役所・学校で行われる講演会や研修会	9.8%
学校の授業や学級活動，特別活動での人権教育	32.7%
職場で行われる研修会	9.9%
市民グループや民間団体などによる講演会やイベント	10.0%
高齢者，障害のある人，外国人・外国籍市民などとの交流	17.7%
市民しんぶん等の広報誌・パンフレット	27.9%
本や雑誌，インターネット	14.6%
新聞記事やテレビ，ラジオ	52.2%
家族や友人との話し合い	18.5%
ボランティア活動への参加	14.0%
その他	1.8%
特に役立ったものはなし	7.2%
不明・無回答	4.4%

問 9 人権についての理解を深めるために、京都市として、どのような取組により一層力を入れる必要があると思いますか。(複数回答有り)

回 答	割 合
学校や社会における人権教育の充実	56.5%
人権啓発の広報誌やパンフレットの充実	16.1%
テレビやラジオなどを使った啓発活動	43.3%
インターネットを活用した啓発活動・情報提供の充実	11.4%
講演会や討論会、シンポジウムなどの開催	10.0%
ワークショップなど、参加・体験型事業の充実	17.0%
人権問題を抱える人々との交流事業の実施	20.6%
市民グループや民間団体が行う啓発活動に対する支援の充実	20.2%
その他	3.0%
特に必要なし	6.9%
不明・無回答	5.0%

(同和問題の認知について)

問 10 日本の社会に「同和問題」、「部落問題」などと言われる問題があることを知っていますか。

回 答	割 合
知っている	79.8%
聞いたことがある	12.4%
知らない	2.0%
不明・無回答	5.9%

(同和問題をめぐる意識・行動について)

問 11 仮に、いつも親しく付き合っている友人が、同和地区出身者であるとわかった場合どうしますか。

回 答	割 合
これまでと同じように親しく付き合う	78.6%
表面的には付き合うが、できるだけ避ける	7.4%
付き合いはやめてしまう	0.7%
わからない	10.3%
不明・無回答	3.0%

問 1 2 仮に、あなたの身近な人が、同和地区出身者に対して差別的な発言をしたり、態度を示した場合どうしますか。

回 答	割 合
差別をしてはいけないと注意し、お互いよく話し合う	45.0%
何も言わないでそのままにしておく	27.3%
同和問題にはかかわらない方がいいと言う	5.8%
わからない	18.5%
不明・無回答	3.4%

問 1 3 仮に、あなたの身近な人から「同和地区出身者との結婚について、親から強い反対を受けている」と相談を受けた場合どうしますか。

回 答	割 合
結婚に出身地は関係がないのだから、結婚すればよいと言う	17.4%
二人の意志が固いようであれば、結婚すればよいと言う	46.9%
家族の強い反対もあるのだから、慎重に考えてはどうかと言う	21.0%
結婚に反対だと言う	1.8%
わからない	9.5%
不明・無回答	3.4%

(同和問題と解決に必要な取組について)

問 1 4 同和問題について、現在、特に問題となっているのはどのようなことだと思いますか。
(複数回答有り)

回 答	割 合
結婚への周囲の反対	46.4%
就職・職場での不利な扱い	23.8%
差別的な発言	27.8%
差別的な落書き	8.3%
結婚や就職などの際の身元調査	32.1%
インターネット上の差別的な情報の掲載	6.3%
同和地区住民との交流や交際を避けること	18.1%
えせ同和行為	15.0%
その他	5.6%
特に問題なし	6.0%

わからない	18.9%
不明・無回答	4.7%

問 1 5 同和問題を解決するために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか。
(複数回答有り)

回 答	割 合
同和問題が正しく理解されるための教育・啓発活動の推進	52.9%
同和問題について、自由な意見交換ができる環境づくり	28.5%
えせ同和行為を防止する取組の充実	21.9%
同和問題についての人権相談体制の充実	18.0%
同和問題や差別のことを口に出さないで、そっとしておくこと	16.5%
その他	6.5%
特に必要なことはなし	5.6%
わからない	13.9%
不明・無回答	3.8%

(人権侵害の経験と対応について)

問 1 6 今までに自分の人権が侵害されたと思われたことはありますか。

回 答	割 合
ある	17.1%
ない	72.7%
不明・無回答	10.2%

問 1 7 仮に、あなたの人権が侵害されたとしたら、どのように対処されますか。
(複数回答有り)

回 答	割 合
家族や親戚に相談	56.3%
友人・知人に相談	38.9%
学校や職場に相談	5.3%
法務局に相談	10.7%
人権擁護委員に相談	21.4%
市役所や区役所に相談	25.6%
弁護士に相談	26.2%

警察に相談	21.8%
専門機関に相談	20.0%
NPOなど民間団体に相談	2.8%
黙って我慢	4.9%
自分で解決	18.4%
その他	1.7%
不明・無回答	3.3%

（人権擁護に関する制度の認知について）

問 18 人権を守るための制度などについて、あなたが知っているものを選んでください。
（複数回答有り）

回 答	割 合
法務局による相談や救済措置	19.8%
人権擁護委員による相談	27.3%
市役所や区役所における相談	43.2%
弁護士による相談	47.4%
警察による相談	32.5%
専門機関による相談	33.8%
NPOなど民間団体による相談	11.5%
その他	0.7%
知っているものはなし	14.9%
不明・無回答	8.4%

問 19 人権侵害に対する相談や救済について、必要なことはどのようなことだと思いますか。
（複数回答有り）

回 答	割 合
相談員の資質向上など、既存の制度・サービスの充実	48.8%
新たな相談・救済体制の整備	18.4%
適切な相談機関・窓口の周知	66.9%
人権を侵害した者に対する啓発活動の充実	24.7%
人権を擁護するための法制度の整備による実効性ある救済	41.3%
人権侵害への対処を学ぶ機会の充実	26.6%

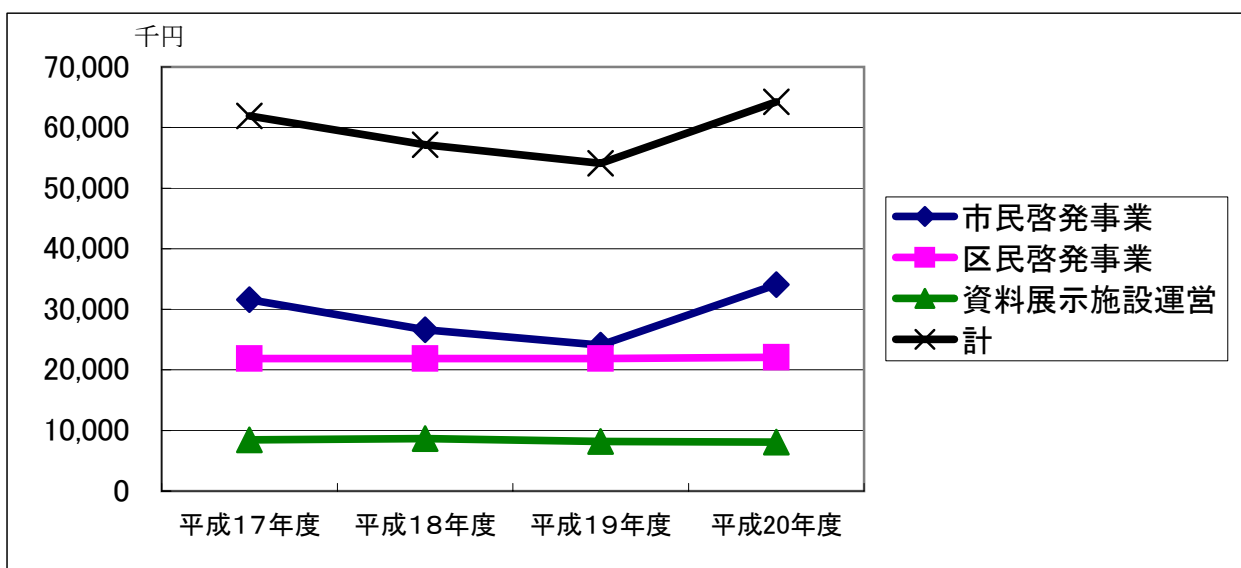
その他	2.9%
特に必要なことはなし	2.4%
不明・無回答	9.6%

3 人権啓発事業予算推移

- 市全体の財政規模が縮小する中で、人権啓発に関する予算総額は遞減している。
- そうした中、区民啓発事業及び資料展示施設運営など、市民の身近な施設での人権啓発事業予算の確保に努めている。

(単位:千円)

事業項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
市民啓発事業	31,568	26,619	24,074	(注) 34,095
区民啓発事業	21,885	21,885	21,885	22,099
資料展示施設運営	8,476	8,663	8,163	8,072
計	61,929	57,167	54,122	64,266



(注) 平成20年度は、世界人権宣言60周年を記念して「京都ヒューマンフェスタ2008」を実施するため、予算が増加(15,000千円)している。

京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会に係る御意見について

1 概要

(1) 意見総数	51件	(平成20年11月4日時点)
(2) 内訳	御意見記入用紙	47件
	E-mail	2件
	FAX	0件
	郵送等	2件

2 意見内容(10月15日以降受付分)

<第9回総点検委員会分>

意見書提出数：4件(順不同)

	意見内容
1	「行政依存」という言葉があまりにも短落的に使用されています。(まるで住民が全て自立していなかのようなものの言いに根拠はあるのか？住民をひとくくりにして、レッテルをはる、という、まさにそのことが、差別的まなざしではないのか？) 市民が抱く「特別な施設」という印象に根拠はあるのか？その印象があるとすれば、それを払しょくすることが差別てっばいの取組だったのであり、コミュニティセンターを終結させて解決することはではないでしょう。 地域の人々の誰を知りどう理解しているのか？ステレオタイプな、あるいは裏づけない主観にもとづいて、「コミュニティセンターの役割を一旦終結させる」としたら、実にごうまんて、おそろしい結論に思われます。 (市内在住 女性 40才代)
2	市民・市民と委員も事務局(行政)案も口を開ければ出しているが、一体誰なのか明確にすべきである。旧とか法期限後の同和地区とか言ってゴマかしているが、部落民以外が市民として扱われているのかを言うべきではないか？ 各団体からの意見書を含む新たに委員会に提出された資料をオープンにすべきではないか。 (市内在住 男性 40才代)
3	公営住宅と改良住宅は、制度・法律が異なるので、家賃や管理費・共益費など異ってあたり前である。公営住宅にあわす必要は全くない。一般市民の理解を得られないと、勝手に述べているが、制度の違いを説明すれば言いことである。そのことをしっかりやらないことの方が、大問題である。(行政の責任) 改良住宅の承継について、将来、部落を解体する方向を考えるのか、どうか、など将来のまちづくりとして議論することは重要である。空住宅の整理については、実態

	を把握してしっかりやるべきである。これまでの放置が，問題を拡大させた。店ポについては，30 年間建設当初から一度もオープンにすることなく，放置した責任は，住民ではなく，行政である。今，問題になっていることではない。 （市内在住 男性 50 才代）
4	以前から気になっていたが，議論の途中やまとめのところで，中坊委員の意見が，全体のまとめになるような流れは，おかしいのではないか。今回はそうではなかったが。 同和行政を特別な行政政策として現象面だけを議論しているように見られる。そもそもマイノリティへの政策だからこそ，行政が取り組むべき課題なのです。その上に立って見直し検討を進めてもらいたい。又，事務局案もその側面をしっかりと見すえてほしい。 委員長発言では，委員会まとめのあと，具体的方向を議論しては，と言っているが，大きな方向性を示していることも自覚してほしい。 （市内在住 男性 40 才代）

<その他>

京都市職員連合部落問題学習協議会「京都市『同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会』に対する意見書」(別紙のとおり)

2008年10月20日

京都市「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」に対する意見書

京都市職員連合部落問題学習協議会

会 長 山 口 陽 二

1 はじめに

(1) 市連協のプロフィール

京都市職員連合部落問題学習協議会（会長：山口陽二 略称：市連協）は、1974年7月に結成された京都市職員（市長部局、交通局、上下水道局及び学校職場）による、いわゆる職場部落研組織（サークル）です。職場会議での保母の発言をめぐって発生した人権侵害事件を背景に、「部落問題を自由に語れる職場をつくろう」との合言葉で活動がスタートし、時宜に応じた学習会の開催、政策提言、乱脈同和行政を是正するための市当局への申入れなど数々の活動を活発に展開してきました。

また、90年代初頭からは、全解連京都市協議会（当時）、京都市教職員組合らとともに、「同和」を口実とした教育・自治・人権破壊を許さず、民主市政の確立のためたかうことを目的とする教育と自治・人権を守る市民大運動実行委員会の事務局の一員を担い、歪んだ同和行政の実態や同和行政終結の重要性を市民に知ってもらうため、街頭宣伝やシンポジウム、パンフレットの発行に取り組んできました。また、地対財特法の期限切れを目前に控えた97年3月30日には、崇仁屋内体育館及び鴨川河川敷で同和行政の終結・同和教育の廃止を求める市民大集会に取り組んできました。

(2) 情報「公開」は画期的

京都市の同和行政をめぐる問題点は多岐に渡りますが、地区住民にも知らされず、ましてや一般市民が知ることができないところで施策が決まっていくという、「密室」と称せられる執行のあり方もその一つであり、市連協はこれまで、徹底した情報公開と市民参加を求めてきました。その意味では、総点検委員会は会議傍聴、資料の公開、議事録（それも発言者を明記して）の公開など、運営のあり方はこれまでとは比較にならないほど画期的で、事務局の努力に敬意を表するものです。

(3) 市民の不信感を一掃できるのか

総点検委員会は、職員不祥事の続発や、部落解放同盟等への補助金、自立促進援助金に関する訴訟での判決に見られる「長年の同和行政が生み出してきた負の側面」が市民の間に同和行政に対する不信感をもたらしているとの認識のもと、これを一掃することを目的として設置されたはずですが、ところが、総点検委員会における検討項目（6項目）の中にはこれらの「負の側面」のすべてが含まれているわけではありません。とりわけ、職員不祥事続発の背景・原因

とされた職員の選考採用をめぐる問題や「同和」の特別扱いが検討項目から欠落しています。職員の選考採用をめぐる問題や「同和」の特別扱いの実態及びそれが職場にどのような弊害をもたらしているかを明らかにしなければ、市民の不信感を一掃することはできないし、市政を市民に開かれたものに改めていくことはできないと考えます。

その際、重要なことは、個々の施策の内容や執行状況を点検するだけでなく、これまでの京都市の同和行政のあり方を理論的にも実態的にもしっかりと点検し、総括することが必要なことというまでもありません。

8月末にまとめられた自立促進援助金についての中間報告では、なぜ、貸与ではなく給付としなければならなかったのか、制度を創設する際に地区住民・市民にどのように説明してきたのか、監査請求や訴訟に至るまでも市議会や市民の批判があったにもかかわらずなぜ継続してきたのか、等が明らかにされないまま、結果として新しい特別施策を提言したにすぎないものとなりました。

このような討議状況を見るとき、総点検委員会の議論がこのまま進められたのでは、決して市民の不信感の一掃につながらないし、市役所で働く職員の期待にこたえるものにはならないのでは、との危惧を覚え、市連協として意見を述べることにしたものです。

2 問題の根源はどこにあるのか

(1)「同和行政とは何か」を明確にできない京都市—なぜ特別対策をやめるのかも明らかにできない

ア 京都市はこれまで「同和行政」と「同和対策事業」とを意識的に（巧みに）言い換えることによって、「同和行政とは何か」という基本的な課題に意識的に混乱を持ち込み、問題の本質を糊塗してきました。

1997年12月に発表された「内なる改革」検討委員会報告書「いのちと人権が大切にされるまちづくりを目指して」（以下「内なる改革」報告書という。）では、それまでの京都市の意見具申や国の地対協意見具申とは異なり、「同和行政とは、同和問題を解決するための取組である」との定義付けを行い、「同和行政は、本来、一般施策や特別施策を含めた総合的な取組であったにもかかわらず、その重要性和緊急性から設けられた特別施策にのみ重点が置かれすぎてきたという歴史的経過があり、同和行政といえば、あたかも特別施策であるという認識が定着してきた」と同和行政＝特別施策という認識を念入りに批判してきました。これは一般施策で同和行政を推進する意思を露骨に示したのですが、2002年1月に発表された「～21世紀・人権文化の構築のために～特別施策としての同和対策事業の終結とその後の取組」（以下「その後の取組」という。）では「特別対策としての同和対策事業、すなわち同和行政」だと定義付けを変更しました。「同和行政とは何か」を明確にしないままに、四囲の状況だけを判断基準におくことから生じる混乱と言えます。

総点検委員会設置要綱では、地対財特法期限後、すなわち2002年度以後における京都市の同和行政の総点検を行うこととされていますが、ここでの「同和行政」は一体何を意味しているのか、いまなお不明確なのではないでしょうか。

イ そうした混乱が「なぜ同和行政を終結し、一般施策に移行するのか」についても明らかにできないことにつながっています。

2001年1月26日付け総務省大臣官房地域改善対策室の文書「今後の同和行政について」は特別対策を終了し一般施策に移行する主な理由として

- ① 特別対策は本来時限的なもの。これまでの膨大な事業の実施によって同和地区を取り巻く状況は大きな変化
- ② 特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効ではない
- ③ 人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは事務上困難

の3点を挙げました。

ところが、「その後の取組」は上記③には触れずに、②の解説として住民の自立意識の低下、行政依存の傾向を指摘すると同時に、あえて「ねたみ意識」なる言葉を使い、市民の「差別意識を助長」するとまで言及しました。

政府は、特別対策を終了する理由を政府なりに明確にしたわけですが、京都市は、特別対策を終了する積極的理由を前面に打ち出すことなく、市民を潜在的な差別意識の持ち主であると決め付け、市民の目には見えない形で、「同和特別扱い」を継続することとしたのでした。

(2) 部落問題解決の指標を持たない京都市

仮に同和問題の解決をめざすとりくみを「同和行政」と呼ぶにしても、それならば同和問題の解決した状態を示す必要がありますが、この点でも京都市はその指標を市民に明らかにしていません。

「内なる改革」報告書では、「同和問題の解決とは何か」を「真摯に考える視点」として自らに課題を課しながら、それは「社会正義の実現」だとする回答しか導き出せませんでした。

「その後の取組」では「『同和問題が解決された姿』をどのようにとらえるのかを明確にしておかなければならない」として「差別することが許されない社会の構築」と「実態面における全市水準との格差の解消」の2項目を示しました。

第2項が「実態面における」と銘打っているところをみると第1項は心理面での解決指標ということになりますが、「差別」とは何かを厳密に検討しないままに、同対審答申の言うがままに心理的差別の存在を強調することになります。その結果、そうした差別の有無を判断しようとすれば否が応でも他人の内心に踏み込まねばならないという誤りを犯すことになります。

また、第2項の内容として示された「社会の発展に相応して、自らの意思で能力を高め、その能力を発揮し、本人の能力と適性に応じて、多様な職業分野に進出することにより、生活の安定と地位の向上を図られていな」いのは同和地区住民のみではないし、「住宅、道路、排水路、上下水道、公園、福祉施設等が整備され、健康で文化的な生活を営むための生活基盤が確保されてい」ないのは同和地区のみではありません。あくまでも、全市水準との格差（それも「日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別によ」り生じた格差）の有無により判断されるものであることを明確にすべきです。

(3) 部落問題・同和行政に関する理論的な総括、点検を期待する

京都市の場合、部落問題の解決において行政が果たすべき役割についても明確にできず、あたかも行政が部落問題の解決に全責任を負うがごとき発言をしながら、結果としては誰も責任を負わないという、行政無限責任論＝行政無責任論が横行してきました。また、同和行政や部落解放運動を政治的に利用し、地域支配や職場支配の一つの手段としてきました。総じて言えば、京都市政においては、部落問題・同和行政に関する理論的な総括、点検がないままに、表面的な特別対策の終結のみに終始してきたことが現在の混乱した状況を継続させてきたといえます。

「同和行政とは?」「部落問題が解決した状態とは?」「どこまで部落問題は解決してきたのか?」「同対審答申の果たした役割と限界」「差別とは何か—心理的差別や差別意識は存在するのか」等々、総点検委員会ではこうした点について今からでもぜひ理論的な検討を深められるよう期待します。

3 成果のみを総括してきた京都市—市民の批判に耳を貸さなかった

京都市は、これまで同和行政の成果のみを強調する総括を続けてきました。同和行政の民主的原則を打ち出した同和问题協議会の答申（1949年5月）、「窓口一本化」が打破された際の同和行政4原則（1973年10月）、改良事業をめぐる公金不正支出事件発覚後の同和对策事業検討委員会の意見具申（1984年10月）や1987年10月以後数回に及ぶ市会決議等をまったく眼中に入れず、1993年以降の市長選挙に代表的に象徴される市民世論の動きにも触れようとはしませんでした。

最初にも述べたように、市連協も時宜に応じた提言や申入れを行ってきました。たとえば、1981年には『自治体労働者からみた京都市の現状と課題—部落問題の解決をめざして—』（以下、『自治体労働者からみた現状と課題』という。）を発刊し、その中で、①保育所、体育館、児童館等の地区内施設については周辺地域全体としての利用を促進する、②京都市の現業職員採用方法の再考が必要、③特別就学奨励費等の制度の一律適用の見直し、などの課題を提起しています。また、改良事業をめぐる第2次公金不正支出事件直後の1987年2月には①地対協基本問題検討部会報告書（1986年8月）や意見具申（同年12月）の積極面を謙虚に受け止めること、②地域住民及び周辺地域住民の意見を反映したまちづくり計画に基づいた地域総合計画を策定すること、③運動団体への補助金の内容を市民に公開することなどを提言しました。

最近でこそ、市職員による不祥事問題はクローズアップされてきましたが、これまで多くの市職員が「同和行政の推進」「同和问题の解決」の名の下に犠牲を強いられてきた事実を改めて直視する必要があります。「氏神様に無事を祈る毎日であった」（改良事業をめぐる公金詐欺事件公判での市職員証言）に端的に示されるように、自殺、自殺未遂、退職、休職に追い込まれた職員や、カンパや「身銭を切る」ことを強要された職員の存在は、市職員であれば誰もが知り得ることでした。

重要なことは、京都市がこうした指摘や事実にもかかわらず耳を貸そうとはせず、目をふさいでき

た点にあります。それどころか、長年にわたり部落解放同盟一部幹部に追従する姿勢に固執し、全会一致で採択された市会決議よりも部落解放同盟との協議を優先させてきました。そうした姿勢を自己批判することなしに、また、点検することなしに京都市の同和行政の総括などできるはずがないことは誰の目にも明らかです。

4 選考採用と職員不祥事問題に関して

市民の間に不信感を増幅させた要因の一つである職員不祥事問題に関して、市連協の考え方を述べます。

京都市においては、2006年4月以降の市職員不祥事続発を受けて「信頼回復と再生のための抜本改革大綱～不祥事の根絶にむけて～」が策定されましたが、そこでは、過去10年間の懲戒処分者、逮捕者の大半が環境局の現業職員であるとした上で、その原因と背景として、「技能労務職員の優先雇用」をはじめ3点の「甘さ」を挙げました。

市連協は、『自治体労働者からみた現状と課題』において、すでに選考採用がもたらす課題を指摘してきましたが、選考採用は、職場に直接・間接に3つの問題をもたらし、職場を混乱させてきたと考えています。

ア 運動団体の推薦・採用による採用権の放棄

選考採用制度を運動団体の推薦による採用方式としたため、運動団体に所属していれば何をしていても指導・処分されないという意識を生じさせた。その結果、所属長の注意・指導等に従わず、所属長による職場の労務管理ができないという事態を生じさせてきた。

イ 運動団体対応の問題点と服務規律の乱れ

運動団体の要求や運動団体役員への対応等の面において、運動団体役員と職員の立場を混同するケースが運動団体役員である職員と所属長との双方にあり、服務規律を守らない職員への所属長の対応に問題があった。

また、そういう職員に対して毅然として対応しようとする所属長を支える体制がなく、現場に責任を押しつける労務管理により、問題職員を放任する結果となった。

ウ 採用後の研修等による公務員としての自覚を高める制度の欠陥

京都市には現業職員として採用した職員に対し、公務員としての自覚を高め、仕事を推進するための指導を行い、同時に、研修等により教育する義務がある。そうした対応方針を制度的に確立する必要があるが、特に現業職場では、職場任せになっていた。

もちろん、不祥事続発の原因は選考採用だけにあるわけではありません。同和特別対応・運動団体幹部特別対応とそこから派生した地域「実力者」特別対応、最高責任者である市長責任の回避・現場末端職制への責任転嫁、同和行政無限責任論の裏返しとしての無責任対応、いまだに「朝田理論」を克服できない「人権」論の脆弱さ、等々、さまざまな観点から批判、分析を加えることが必要です。職員を監視と処分の対象としかとらえない「警察支配」「恐怖政治」の強化は、自由にモノが言える職場づくりとはほど遠く、職員が力を合わせて業務を推進することを妨げるだけです。

5 行政主体の教育・啓発は行うべきではない

最後に、今後本格的に検討されようとしている「市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方」について意見を述べます。

京都市が総点検委員会に示した「現在もなお残る課題」では「市民意識における課題」として、「人権問題解決に向けた自主的な行動が多く見受けられるまでには至っていない」と指摘されています。

しかし、社会教育の主体は主権者たる市民であり、社会教育は市民の権利であり、また、社会教育の本質は憲法学習です。行政がなすべきことは社会教育の条件整備と情報提供です。市民を差別者扱いし、市民の内心に踏み込むことは許されませんし、「自主的な行動に結びつける」と称して「人づくり」まで広言するに至っては「お上の押しつけ」そのものです。決して行政主体の教育・啓発は行うべきではありません。

これまでの「人権教育・啓発」の効果が思うように上らない原因は、ワーキングプアという言葉が社会的に認知され、『蟹工船』が爆発的に売れ、格差と貧困が社会問題となり、高齢者に対する医療差別への怒りが沸騰し、そして10年以上にわたって年間3万人以上が自殺するという社会の現状を真正面からとらえた取組となっていないからではないでしょうか。人間らしく生き、働くことができる権利であるべき人権を、また、本来公権力との拮抗関係の中で捉えるべき人権問題を、市民間における差別問題だけに矮小化するような「人権教育・啓発」が市民に受け入れられないのは当然と言えます。

「市民のみなさん、ともに力を合わせて人間らしく生き、働ける社会に変えましょう」という呼びかけに取り組まなければ、市民の琴線に触れるものとはならないと市連協は考えています。